

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。お手元に令和7年度下田市補正予算書について、2部配付してあります。過日、追加議案として提出された議第64号が先に可決されたため、議第56号との間で字句等の整理が必要となり、議長に委任されておりましたが、字句等が整いましたので、該当ページのみ配付させていただきましたので御確認ください。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎委員会報告・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託いたしました認第1号から認第10号までの令和6年度下田市各会計歳入歳出決算認定10件を一括議題といたします。

これより決算審査特別委員会、土屋 仁委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

4番 土屋 仁議員。

〔決算審査特別委員長 土屋 仁登壇〕

○決算審査特別委員長（土屋 仁） 決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

1. 議案の名称。

1) 認第1号 令和6年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

2) 認第2号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

3) 認第3号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

4) 認第4号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

5) 認第5号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

6) 認第6号 令和6年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

7) 認第7号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

8) 認第8号 令和6年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

- 9) 認第9号 令和6年度下田市公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について。
- 10) 認第10号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計歳入歳出決算認定について。

2. 審査の経過。

9月16日、17日、18日、19日、22日、24日、26日の7日間、議場において議案審査のため委員会を開催し、市当局より平井企画課長、鈴木総務課長、糸賀財務課長、土屋税務課長、藤井防災安全課長、芹澤市民保健課長、加藤福祉事務所長、白井環境対策課長、大原産業振興課長、田中観光交流課長、佐々木建設課長、平川学校教育課長、増山生涯学習課長、土屋上下水道課長、澤地会計管理者兼出納室長、土屋監査委員事務局長、高橋議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。併せて、関係議案に関わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 認第1号 令和6年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、賛成多数で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

- 2) 認第2号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

- 3) 認第3号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、賛成多数で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

- 4) 認第4号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

- 5) 認第5号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、賛成多数で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

- 6) 認第6号 令和6年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、賛成多数で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

7) 認第7号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。
決定、賛成多数で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

8) 認第8号 令和6年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。
決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

9) 認第9号 令和6年度下田市公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について。
決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

10) 認第10号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計歳入歳出決算認定について。
決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

続きまして、令和6年度各会計の決算認定について申し上げます。

お手数ですが、資料のほうの御用意をお願いいたします。

まず、一般会計における事務事業と決算について。

初めに、令和6年度の事業は、第5次総合計画の実現に向け、つながる、グローバルCITYプロジェクト、攻めの防災、新しい観光の四つをテーマとして執行された。一般会計の歳入は138億3,232万1,000円、前年度比1.3%の増、歳出は132億252万3,000円、前年度比2.4%の増で、形式収支、歳入歳出差引額は6億2,979万8,000円の黒字となったものの、前年度に比較してマイナス1億3,513万1,000円の減となった。

また、単年度収支はマイナス9,978万円の赤字で、実質単年度収支についてもマイナス3億5,633万6,000円と、2年連続の赤字となった。当市においても、景気低迷、高齢化、物価高騰等により厳しい財政状況が続いており、市税収入が減少し続ける中、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計等に対する福祉関連への繰出金が増加している。

令和6年度においては、財源不足を財政調整基金や特定目的基金の取崩しにより補い、特に財政調整基金年度末残高は9億5,748万円と、前年度比マイナス2億5,655万7,000円の減となった。令和6年度末の市債現在高は121億6,802万8,000円で、令和5年度末残高116億9,683万6,000円に比較して4億7,119万2,000円の増となった。

新庁舎等建設推進事業については、令和8年度の庁舎全体移転に向け、令和5年度に整備した旧校舎活用棟への一部先行移転を行うとともに、第2期工事として新築棟の整備に着手した。

早期全面開通が求められる伊豆縦貫自動車道の建設促進については、（仮称）箕作広場実施設計業務及び同広場用地取得の一部を翌年度に繰り越したが、（仮称）下田北インターチェンジ周辺土地測量業務及び同インターチェンジ周辺まちづくり基本計画策定業務を行った。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、低所得者世帯を対象とした給付金事業及び物価高騰対策事業を実施した。

ふるさと応援寄附については9,388件、4億2,459万2,000円と、前年度に比較してマイナス2,860件、寄附額1,586万円の減となった。

一般会計各課に対する審査内容及び特別会計に対する審査内容は、次のとおりである。

企画課。

1. 行政情報の発信。

インターネットによる行政情報のメール配信サービスに注力しているが、メール登録者数はコロナ禍で一時的に増加したものの、特に高齢者の利用増がなく、全体として伸び悩んでいるため、高齢者向けスマートフォン講座の充実を求めた。

2. 企業版ふるさと納税。

3社から計30万円の寄附があり、地域創生計画に沿った観光振興事業であるサーフタウン構想の策定に活用された。さらに多くの企業からの寄附が集まることが期待される。

3. 友好都市事業。

互いの町の先進事例を共有すべきとの指摘があり、葉山町が先進的に取り組んでいるごみ処理等について研修する等、今後さらに取り組むことが望まれる。

4. ロシアとの国際交流。

国際情勢や政治状況に左右されず、日露友好の発祥の地であるという歴史的事実に基づく交流を望む意見があったが、現下の国際情勢、政治状況から実施は難しい。ただし、史実を広める活動は進めるべきとの考えが示された。

5. C級グルメ。

カジキ料理を町なかで提供できる店舗は限られており、プロモーション活動を求めた指摘があったが、下田沖でのカジキの水揚げが少なく、流通が限られているため、料理としてのまご茶漬を含めて、カジキ料理を広めていくことを確認した。

6. ドローンの導入。

導入したドローンは、上空撮影用のカメラ付が2機、物資輸送用が1機であった。海水浴場の監視や災害時の現場把握、孤立集落への物資輸送等に活用することが想定されていること、また、操縦者としてライフセーバー、消防団員、防災安全課職員が研修を受けたことを確認した。

総務課。

1. 職員採用・育成。

近年、公務員の成り手不足が全国的にも課題となっており、職員採用は困難に直面している。職員採用に当たっては、複数回試験、適性検査、年齢制限引上げ等、受験機会の拡大に努めた。また、職員の定着とキャリア形成のため、様々な研修、新規採用、階層別行政課題、マネジメント等が行われた。

2. 省エネルギー対策。

河内庁舎のエアコン使用等については、総務課として同一の見解、使用方法を提示し、省エネルギー対策に努めるとともに、年間を通じたクールビズ・ウォームビズ等を検討し、経費の削減を図っていくことを確認した。

3. 職員の健康管理。

職員の健康診断については、受診率の低い項目もあり、別途、人間ドック等で受診された職員もいるとの説明であった。職員の健康管理を踏まえ、受診率を向上させるため、通知の際に受診を呼びかけていくこととしており、受診結果の判定によっては、その後の医療機関等での受診状況を所属長に報告させるなど、職員の健康管理に取り組んだ。

4. ストレスチェックと働き方改革。

メンタルケアの重要性や時間外勤務の短縮といった働き方改革を踏まえ、それぞれの職場において連携し、時間外勤務の削減に取り組んだが、3回の選挙執行や黒船祭等の事務に伴い、年間360時間を超える時間外勤務職員22名が確認された。なお、令和6年度中にメンタルヘルスの不調に伴い休職した職員は8名で、うち6名は現場復帰している状況を確認した。

5. 電算処理事業。

基幹系、L G W A N系、インターネット系のシステム管理を行った。中でも基幹系システムの改修は、国の自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づき、国が整備するガバメントクラウドへの移行作業を行い、システムの標準化に取り組んだ。なお、下田市の基幹系システムの標準化は令和7年11月に完了予定であることを確認した。また、地域デ

デジタル化支援として、機器等に不慣れな高齢者向けのスマートフォン講座の開催を確認した。
選挙管理委員会。

1. 投票時間。

期日前投票の投票率向上に伴い、また、職員の負担が長時間に及んでいる現状から、投票日の投票時間の短縮の検討を求めた。なお、東本郷庁舎廃止の際には、投票所の再編が図られることを確認した。

財務課。

1. 庁舎警備。

令和6年度の庁舎の夜間警備については、河内庁舎は機械警備、東本郷庁舎は警備員による警備となっていたが、全面開庁となる令和8年度以降の河内庁舎については、届出の受付等に対応するため、警備員による警備とすることを確認した。

2. 財政指標。

将来負担比率が令和5年度と比較して4.0ポイント悪化した要因は、財政調整基金、その他特定目的基金の取崩しにより、将来負担額の充当可能財源が減少したことによるもの。また、財政調整基金については、過去最高であった令和5年度末残高12億1,404万円、標準財政規模の18%から令和6年度末残高9億5,748万円、標準財政規模の14%と減少している。令和7年度においても、同基金取崩しにより、標準財政規模に対して10%程度になることが見込まれる。当局からは、最低限10%程度の残高は確保し、災害時・緊急時の対応として20%程度の基金残高の確保が理想的であるとの説明があった。

3. 入札結果。

7月に行われた工事等の10件の入札のうち、2件が予定価格以下の入札がなく不調となったが、再入札の結果、2件とも落札された。市内業者の落札率については、工事・建設業関連業務で80.7%、役務・物品購入で60.7%、全体で69.2%であった。

4. 経営戦略会議。

経営戦略会議においては、市が策定した下田市振興公社の活用及び連携に係る取組と下田市振興公社が策定した下田市振興公社改革プランについての進捗状況の管理を行い、効率的な運営体制を目指すための組織再編、施設間の交流等の取組に対する支援を協議した。3月末には、下田市振興公社から施設運営を含めた事業の直営化についての協議申入れがあり、令和9年度からの直営化に向け、検討を始めた。これまで振興公社が担ってきた国際交流の推進、文化振興、健康の増進、スポーツの普及事業については、今後、庁内で検討すること

を確認した。

税務課。

1. 市税収入市税。

市税合計の収入額は28億4,082万7,215円、前年度比マイナス5,779万4,458円の減、マイナス2.0%であった。収入減の要因は定額減税の影響による個人市民税の減、評価替えによる固定資産税及び都市計画税の減によることを確認した。

2. 賀茂地方税債権整理回収協議会。

同協議会は徴収事務の共同処理を行い、河津町及び東伊豆町の職員相互派遣により滞納整理が実施され、139件の差押えを確認した。同協議会は、現在、1市5町で構成され、設置期間は令和7年度末までとされているが、収納率向上の効果が認められるため、同協議会の継続が望まれる。

3. 高額滞納者対策。

徴収が困難な高額事案15件については、静岡地方税滞納整理機構へ移管したことを確認した。遠隔地に居住する事案や分納しても減らない事案について、さらなる徴収が図られた。

4. 新たな税収。

観光財源の安定確保が求められる中、入湯税について優先的に検討していくとの説明を受けた。宿泊税については、施設調査やシステム構築費用、事業者の理解を得ることに課題があり、導入には時間を要することの説明を受けた。

監査委員事務局。

1. 監査結果報告。

令和6年度の監査結果報告書では、以下の事項が指摘され、これらの改善のための庁内機関の仕組みづくりが望まれる。

広域ごみ処理施設整備における持続可能な行政運営について。

各種団体への補助金交付における適正な執行について。

関係書類の不備について。

ワーケーション拠点施設貸付料の見直しについて。安全衛生委員会の適正な運営について。防災安全課。

1. 交通指導員。

交通指導員定数21名に対し、令和6年度当初11名、令和7年度当初には6名という大変厳しい状況であるとの回答があった。今後、交通指導員の確保に向け、報酬の見直しや、広報

紙等で啓発活動に努めていくことを確認した。

2. 津波避難路。

地元自主防災会と草刈りと避難路の管理を進め、避難路として利用が想定される県道下田南伊豆線の拡幅について静岡県に要望することを求めた。

3. 防災備蓄品。

備蓄おむつや生理用品等、使用期限前の有効活用をするため、学校、認定こども園等に寄附することも視野に入れ、備蓄品のローリングストックに努めていくことを確認した。発電機に必要な燃料及び液体ミルクの確保を進めるとともに、旧白浜幼稚園に保管されている備蓄品についても、順次、各避難所へ分散備蓄していくことを確認した。また、簡易トイレや簡易ベッド、間仕切りテントといった避難所の生活環境に関する備品の確保について重点的に進めていくことを確認した。

4. 災害時協力井戸。

災害時協力井戸の検査目的は飲料水としての可否であり、不合格でも生活用水として活用できる場合があるため、令和7年度中に登録した井戸に標識を設置し、マップに表示するなど、市民への周知を進めることを確認した。

5. 防犯灯の整備。

商店街の衰退により街灯が廃止される中で、防犯灯の整備については、地元要望に基づき新設等を行っており、令和6年度においては、椎原地区などで新設工事を実施し、今後も地域の要望に応じて適切に対応していくことを確認した。

6. 消防団員。

今後の団員確保の見通し、ドローンパイロット養成研修の実施、機能別消防団の要綱整備や今後の活動計画を確認した。

市民保健課。

1. 人口動態。

下田市の市民基本台帳人口は、令和6年度末1万9,016人、うち日本人1万8,630人、外国人386人で前年度比529人の減、世帯数は156世帯の減であった。

2. 住民票等のコンビニ交付。

令和6年4月1日から、コンビニ交付手数料が窓口交付より100円安くなり、令和5年度2,839件に対し、令和6年度は3,410件、前年度比21%の増の利用があった。

3. 産科医療。

令和7年1月末をもって賀茂圏域唯一の産科が分娩対応を終了した。平成元年度以前は年間250人を超える出生であったが、令和6年度の出生児は66人となり、経営的に産科が成り立たなくなったことが原因と思われる。妊婦に対する健康診査、新生児家庭訪問、赤ちゃん教室、乳幼児健診等が実施された。出産子育て応援金給付事業として、妊娠時に5万円を64名に、出産時5万円を78名に給付した。新たに、遠方妊婦健診に係る交通費支給補助金（交通費の8割）を7名に助成、遠方分娩施設で分娩するための交通費・宿泊支援（交通費・宿泊費の8割）を10名に助成した。併せて未熟児養育医療、不妊治療助成、乳幼児SNS健康相談、歯科保健がきめ細やかに実施されたことを確認した。

4. 救急医療。

第1次救急医療（賀茂医師会委託、在宅輪番制）、第2次救急医療（賀茂地区内4病院委託、病院輪番制）により実施した。小児救急は下田メディカルセンターで12回実施された。ドクターヘリの運行は、下田浄化センター用地の臨時場外離発着場で80件の活用があり、救命率の向上と後遺症軽減に貢献したことを確認した。

5. 健康増進対策。

大腸がん検診の受診率は13.9%、胃がん検診の受診率は5.3%、最高でも骨粗鬆症の受診率18.6%に過ぎず、健康づくりの第一歩といえる受診率のより一層の向上が望まれる。

6. 遺体収容所運営訓練。

図上訓練が令和6年10月8日、下田市役所河内庁舎多目的室において、静岡県及び市担当職員を講師とし、市職員20名を対象に実施された。賀茂1市5町が静岡県の協力を得て危機管理訓練の継続をすることが望まれる。

福祉事務所。

1. 民生委員児童委員。

定員56名に対し11名が欠員となっている現状と、今後の対応を確認した。早期の補充が望まれる。

2. 給食サービス。

単身世帯の増加に加え、弁当業者が日曜日や配達地域の空白地帯をなくすよう協力体制が整っているが、配達員の確保等の課題解決を含め、給食サービスの充実を求めた。

3. 要支援者名簿。

要支援者名簿の対象者全体は3,930人、うち同意者は1,128人であった。個別避難計画に基づき、介護支援事業者と連携し、同意者支援を図ることを確認した。

4. 障害者就労支援。

賀茂地区には就労継続支援B型はあるが、就労継続支援A型のような雇用契約を伴う事業所が少ないため、今後はハローワークや賀茂地区の推進協議会と連携し、就労支援の在り方を検討していくことを確認した。

5. 緊急通報システム。

東伊豆町を除く賀茂1市4町で共同運営されており、事業者から赤外線監視システム等が提案され、現在、導入を協議していることを確認した。

6. 児童福祉。

こども食堂の現状について、民生委員・児童委員等が世代間交流の場として地域食堂という形で実施している。今後も社会福祉協議会と連携し、取組の進捗を検討していくことを確認した。

環境対策課。

1. ごみ減量化は減少傾向にあるものの、事業系ごみの分別が不十分で、ペットボトルの混入防止策等による減量化への手だてはあることを確認した。今後の施策として、事業系ごみの対応、キエーロの広報、モニターを増員等の普及・促進が望まれる。

2. 焼却場管理。

令和6年度はじん芥処理場改修工事として噴射水加圧ポンプ取替え、主灰出しコンベヤー減速機交換、沿道ダクトの取替えを行い、1,925万円を支出し、優先度の高い重要設備から順次、修繕していることを確認した。

3. 公衆トイレ。

公衆トイレの管理として、4か所の管理・清掃を職員2名で週6日、行っていることを確認した。市民生活・観光地として快適なトイレ整備は必要不可欠であり、その対応が望まれる。

4. 粗大ごみ処理。

粗大ごみ処理業務委託において、消火器・廃タイヤの処理は不法投棄に起因することを確認した。より効果的な防止対策が望まれる。

産業振興課。

1. 海外デジタルノマド誘致。

海外デジタルノマドの受入れに向けた環境及び体制を構築されたするため、デジタルノマド誘致モデル構築業務委託により、1か月間の誘客プログラムを実施した。本事業には121

名が参加し、約1,500万円の経済効果が確認された。今後も事業を継続し、民間活用も含め、受入れ環境及び体制のさらなる構築が望まれる。

2. ワークेशन拠点施設。

令和4年4月から令和7年3月までの期間で、三菱地所株式会社と行政財産賃貸借契約を締結し、令和6年12月に契約を自動更新した。令和6年度の稼働日数は15.5日、利用人数は126人と、期待どおりの成果が得られず、令和7年度には契約が解除されたため、今後は新たな利用方法について早急に検討を進めることが望まれる。

3. まちなかワークスポット。

企業のテレワーク推進やSNSによる情報発信の効果もあり、下田市民文化会館と道の駅の利用件数は延べ1,016件となり、前年度比で23%増加したことを確認した。今後はさらなる工夫や取組により、個人向けユーザーの利便性向上を図っていくことが望まれる。

4. 鳥獣被害対策。

猿、イノシシ、鹿等による鳥獣被害は依然として多く見られることから、農地への電気柵・防護柵等の設置に係る補助金や駆除に対する報償金、230万円を支給した。併せて地域ぐるみでの鳥獣対策を図るため、新たに鳥獣対策の専門家を招き、講習会が実施された。

5. 空き店舗対策・空き家バンク。

空き店舗補助事業の利用者は、1件を除き継続していることを確認した。空き家バンクの登録は、移住者が求める海辺の物件が少ない状況となっている。現在、不動産事業者6社が空き家バンク協力事業者として登録し、物件の掘り起こしを進めていることを確認した。

6. 田牛漁港海岸保全施設整備。

津波避難施設として、令和5年度から令和6年度に護岸のかさ上げ、水門、陸間整備の実施設計を行い、令和7年度より工事着手し、総事業費約10億円で事業を進め、令和12年度完成を目指すことを確認した。

観光交流課。

1. 海水浴場夏期海岸対策。

海水浴場の誘客は観光の要であり、夏期海岸対策協議会による管理・運営は必要不可欠であった。海水浴客の減少が課題となる中、施設整備の推進、海水浴場開設期間の延長、通年型の海の活用、海の魅力化の向上等、課題解決が望まれる。白浜大浜海水浴場を中心とした各海水浴場での条例違反事業者対策や暴力団等排除対策は、当局の取組を評価するとともに、今後のより効果的で持続可能な取組が望まれる。海水浴場の施設整備や運営管理において財

源確保は必要不可欠であり、第3次観光まちづくり推進計画において、目的・方針・手法等を具体的にイメージされることが望まれる。

2. ロケーションサービス。

ロケーションサービスは町の魅力発信・魅力向上に寄与するものであり、令和6年度は映画・テレビドラマ・コマーシャル等の172件の撮影を支援した。今後もトップセールス等、積極的な誘致に努めることを求めた。

3. 宿泊業の経営基盤強化。

宿泊業への補助金は、スマートチェックインや予約システム改修、従業員寮の改修等に8件、541万6,000円を交付した。

新しい観光。

新しい観光の一環としてエコツーリズムのモニターツアーを実施。14名の参加があった。今後、体験事業者向け勉強会を実施することを確認した。

5. 施設の利活用。

尾ヶ崎ウイング・旧澤村邸の利活用の検討を求めた。

建設課。

伊豆縦貫道。

伊豆縦貫道建設促進事業に伴う（仮称）下田北インターチェンジの周辺まちづくり基本計画策定業務について、静岡文化芸術大学生のアイデアあふれる計画ができた一方で、かなりの事業費を要するなど、実現に向けては、今後、国・県や民間との連携が必要であることを確認した。また、（仮称）下田北インターチェンジの正式名称の調整については、供用開始が近づくと国から案が提示されることから、事前に行政からの案を準備しておくことが重要との説明があった。

2. 空き家対策。

空き家実態調査の結果、市内で1,041件の空き家候補があることが判明した。今後、空き家になる前の売却や賃貸を促すような周知がされるよう求めた。

3. 自主運行バス。

自主運行バスいなみん号の現状と今後の方針について確認し、乗り継ぎの不便さも指摘されているとのことから、自主運行バス利便性向上検討業務委託の成果に基づき、令和7年10月から12月まで、スマートフォンを使った予約の実証実験を行い、令和8年度以降の本格導入を検討していくことを確認した。

4. 耐震改修。

耐震改修事業の必要性について市民へもっと周知し、耐震改修及びブロック塀の撤去・改修が促進されるよう求めた。

5. 景観まちづくり。

景観まちづくり助成金は、歴史的建造物の外壁修繕等に助成した。また、市が主体となる景観計画のガイドライン策定や舗装工事等、景観推進関連事業に景観まちづくり基金が活用できるよう、使途の拡充を確認した。

6. 修景舗装。

旧下田町地区内道路修景舗装工事については、デザイン等に対する市民の評価について確認した。

学校教育課。

1. 英語力向上プロジェクト。

年2回の授業交流において、玉川大学生による外国語授業の実践のサポートを受けた。英語検定試験には児童生徒302名に対し、123万8,600円の補助金を交付した。前年度に比べ、各級の合格者が増えたことで、今後も継続的に取り組むことを求めた。

2. 小中学校グローバルCITYプロジェクト。

同プロジェクトの教育振興事業として、上智大学との連携に基づき、稲梓小学校で国際交流授業を開催し、上智大学キャンパス訪問も実施した。今後、各小学校の授業内容を広報やSNSの発信により、下田市の魅力を高めることを求めた。

3. 地域活性化企業人。

教職員のデジタル利用を支援するため、地域活性化企業人制度を活用し、令和6年8月より、300件の学校訪問と相談対応を実施した。

4. 空調設備。

市内小学校の空調設備設置工事及び設置工事設計業務を7,320万5,000円で特別教室14室の工事等を実施した。残された5校15教室の早急な空調設備整備を求めた。

5. 学校給食。

学校給食運営協議会において、1食単価を小学生285円、中学生340円に改定したが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担を小学生260円、中学生310円に維持した。また、保護者の負担軽減を図るための給食費の無償化を求める意見があった。

6. 育休退園の見直し。

育児休業の場合、保育要件は2歳児クラス以上の園児に対しては、ある程度、定員が確保されており、退園することなく在籍可能となるが、今後、1歳児の受入れを検討する。今後は現場の意見を踏まえ、保育の認定条件も含めた判断を行うことを確認した。

7. 通学バスの運行。

中学生生徒通学費補助金。

通学バス運行業務は、主に稲梓地区の生徒40人がマイクロバス2台を利用している。通学バスの乗車定員には余裕があるため、路線バス通学費補助金の交付を受けている生徒を乗車させることにより、通学費補助金の削減を求めた。

生涯学習課。

1. 青少年海の家。

老朽化により建物の存続が課題となっているが、令和6年度も防災設備点検管理業務委託として21万9,000円が支出された。今後は未相続の土地の整理を含め、地元区や庁内検討委員会と協議して、活用方法を検討することを確認した。

2. 図書館。

図書館整備については、中央公民館を改修し、図書館機能と公民館機能の複合施設とした旨の説明があった。中央公民館への移転案に対し、他の施設の活用も検討するよう求めた。また、これまでの公民館統廃合によって廃止となった地域に対する公平性に配慮も併せて求めた。三島由紀夫生誕100年記念事業として、三島由紀夫と下田市民の思い出インタビュー動画を作成し、文学イベントが行われた。令和7年度も記念講演会等を予定していることを確認した。

3. 文化会館。

下田市民文化会館は、令和4年から改修工事に着手し、9,708万4,400円で大ホールI T V設備更新工事、エレベーター改修工事、小ホールスライドドア改修工事、外壁改修工事、小ホール舞台つり物更新工事を実施した。また、令和5年度からの繰越し事業となる小ホール空調設備改修工事は、461万9,000円で実施したことを確認した。

2. 特別会計等決算について。

1. 稲梓財産区特別会計。

静岡県が実施したJクレジットプロジェクトにおいて、二酸化炭素予定吸収量のうち100トン売り出し、50トンが3社に売却されたため、静岡県の収入82万5,000円の40%である33万円が交付された。

2. 下田駅前広場整備事業特別会計。

下田駅前広場の再整備の方針については、時間駐車場の不足、バスターミナルのスイッチバック方式等、短期的な課題を解決するため、市有地である東本郷庁舎跡地と駅前広場を基本に検討を進めているとの説明があった。長期的なビジョンも持ちつつ、短期的な取組が将来の計画の妨げにならないよう考慮し、渋滞緩和や駅周辺の活性化、防災等も含めて進めていくとの説明があった。

3. 国民健康保険事業特別会計。

被保険者の減少に伴い、医療給付費が年々減少しており、1人当たりの医療費も、令和5年度の39万1,351円に対し、前年度比1.6%減の38万4,910円であったことを確認した。国民健康保険制度の広域化に対応し、事業を持続的に運営していくため、国民健康保険税率の平均10%増額改定が図られた。収納率は94.4%で、前年度比0.8%の増と改善された。特定健康診査の受診率は37.1%で、前年度比3.2ポイントの増であった。今後も引き続き、特定健康診査の受診率向上が望まれる。また、医療費の適正化を図るため、パンフレット、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知を送付した。人間ドック受診費の補助として、1人当たり2万5,000円を上限に、費用の7割を助成した。また、若年層に対しても診察案内を送付し、継続受診の意識づけ、病気の早期発見、将来の受診率向上を目的とした取組を行った。

4. 介護保険特別会計。

介護サービスの担い手不足がサービスの継続・充実の妨げになることが危惧されるされたため、賀茂地区での介護士育成研修会の実施や介護事業所との対話の場の設置が検討されることが望まれる。地域支援事業、介護予防事業として、市民主体の憩いの場への助成、理学療法士等の派遣。交流会、研修会、栄養士や保健師による出前講座、体力測定と運動指導を行う教室等が行われた。令和7年度からは、要介護認定を受けていない方を対象とした理学療法士による教室を新規に開催予定している。通いの場の活性化については、従来への助成に加え、通いの場の活動に対し、会場費として月額上限2,000円の補助が図られた。令和7年度は、通いの場への移動が困難な方への移動支援を市民と共に検討している。より一層、活動の活性化が望まれる。

5. 後期高齢者医療特別会計。

団塊の世代が当世代へ移行する時期に当たり、被保険者は5,044人、前年度比0.8%増となったことを確認した。被保険者の増により、滞納繰越分の徴収率が30.9%と低下したことを確認した。今後の収納率の向上が望まれる。

6. 水道事業会計。

人口減が要因とされる給水量の減少に対して、ポンプ場や配水池の整理が検討されているか、委員から質問があった。鍋田配水池の廃止及び女郎第1・第2配水池の女郎配水池への統合が示されたものの、時期を明示できる段階ではないとの回答があった。災害時の水源確保は新武山配水池、敷根配水池、女郎配水池で賄えるので、今後、浄水場からの送水管の耐震化を進めることを確認した。

7. 公共下水道事業会計。

下田浄化センターの消化ガス発電の実効性について、委員から質問があった。当局からは、公共下水道の流入水量だけでは実用的な発電量が得られず、南豆衛生プラントから発生する汚泥等の地域バイオマスの活用が必要との回答であった。ただし、汚泥の搬入方法については検討が必要で、バイオマス発電のために経済性を無視して汚泥を受け入れるものではなく、プラント組合として、経済的な面も含めて、浄化センターへの搬入が最善の汚泥処理方法として選択されるのであれば、受入れは可能であるとの回答があった。下水道区域内接続率が74.7%と改善が進んでいないため、さらなる接続率向上を求めた。

まとめ。

新庁舎等建設推進事業については、新築棟、体育館棟の工事に着手し、順調に進捗しているが、令和8年度以降、廃止となる東本郷庁舎用地については、ワークショップを開催し、活用に対する意見聴取を行っているが、具体的な活用案が示されていない。駅前広場の再整備を含め、早急に活用方策を市民に示されることが望まれる。

現在、休業中であるあずさ山の家は、民間事業者の視察を通じ、活用方法の検討を行ったことが示された。

その他。

青少年海の家。

体育館を残し、解体工事を行った旧稲梓中学校用地、ワーケーション拠点施設等についても、有効活用に対する検討が求められる。

欠員となっている民生委員・児童委員及び交通指導員については、報酬・活動費の見直しも含め、各地区・各団体等とも連携し、人材確保を進めることが望まれる。

ふるさと応援寄附は、当市の増収に寄与しているが、前年度に比較して、件数・寄附額とも減少しており、目標額を確保するために、今後のふるさと納税サイトの充実、情報発信の拡大に加え、返礼品の開発・拡充や、返礼品事業者等とのさらなる連携が望まれる。

歳入の根幹をなす市税収納率は96.6%と、対前年比0.7ポイント上昇し、国民健康保険税収納率についても85.2%と、対前年比1.9ポイント上昇している。静岡地方税滞納整理機構、賀茂地方税債権整理回収協議会を含めた当局の努力の結果が認められる。公平性の原則から、今後も効果的な対応が望まれる。また、新たな財源確保策として、使用料・手数料の見直し、超過課税の導入等の検討も求められる。

今後も大型事業が集中する中で、将来推計を踏まえた財政運営が極めて重要な局面となっており、最少の経費で最大の効果を目指す財政運営により、住みよいまちづくりの推進に取り組んでいきたい。

最後に、令和6年度下田市公営企業会計決算及び令和6年度下田市公営企業会計の概要に多数の誤りが記載されていることが判明し、議会運営委員会においては、決算書及び関係書類の差替えを承認したが、9月定例審議会会期中にてん末及び再発防止策について文書による提出を求め、後日、開催された議会運営委員会において、市長及び担当課長から発生の経緯、原因、職員の処分及び再発防止等について文書による報告があった。議会としては、今後、今回のような誤りが生じないための再発防止対策の徹底を求めた。

以上でございます。

○議長（中村 敦） お疲れさまでした。ただいまの決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） まず、7日間にわたります決算審査、お疲れさまでした。

今回の決算審査特別委員会の委員は10名でありまして、議長と私以外の全議員であります。私も議員選出監査委員の立場で決算審査をしておりますが、この場におきましては、報告書に記載のない事項なども含めまして、大きく三つの視点で、一つ目が令和6年度施政方針、二つ目が、令和5年度決算審査特別委員会作成の意見、三つ目が、令和6年度決算審査監査委員意見に対して、本委員会の審査の過程でどのような質疑、また、それに対する回答、それに基づき、それぞれの事業をどのように評価し、今後の計画や事業執行、予算編成などに対してどういった要望や意見を付したかお尋ねしたいと思います。

まず、施政方針に照らしてでございますが、報告書の冒頭にあるとおり、令和6年度は、つながる、グローバルCITYプロジェクト、攻めの防災、新しい観光、そして、前年度にゼロカーボンシティ宣言を行っております。この五つの項目に対しての審査の過程、また、意見・要望などをお聞きしたいと思います。

二つ目が、令和5年度決算審査特別委員会における意見に照らしてというところで、前年度の審査においては、一つ目がグローバルCITYプロジェクトについては、今後、精査が必要との見解が示された。二つ目が、下田ブランド力向上とみなとまちゾーン活性化は、具体的な施策が乏しく、進行が難航している。三つ目が、夏期海岸対策協議会の予算が増大していることはやむを得ない面があるとはいえ、今後、組織・予算も含めて大改革が必要。四つ目が、観光予算の見直しの時期に差しかかっており、ごみ処理場に関しても、規模の縮小によって大幅に予算を削減し、教育、文化、福祉等、直接、市民生活に関わる分野への投資を増やすことで市民サービスを充実し、下田で暮らしてよかったと思えるような予算体系にすべきとの四つの意見が出ております。この点で、令和6年度の事業執行等に対してどのような質疑、また意見・要望があったかをお聞きしたいと思います。

最後、三つ目ですが、令和6年度決算審査監査委員の意見等に含まれておりました自主財源の確保、国や県平均と比較しての実質公債費比率や将来負担比率について。ワーケーション拠点施設の賃料、また、今後の事業執行について。安全衛生委員会の開催に併せました労働災害の発生状況、時間外労働勤務の状況、また、その改善。公営企業会計の経費回収率、また、有収率や接続率の改善を含めた経営健全化の施策に対して。また、未執行业業、空き家バンク、また、出納室で二つの未執行业業があったと思いますが、これらの点について審査の過程をお聞きしたいと思います。

○議長（中村 敦） 土屋委員長。

〔決算審査特別委員長 土屋 仁登壇〕

○決算審査特別委員長（土屋 仁） それでは、最初の御質問でございます施政方針に関する質疑の内容というところでございますけれども、この中で、つながる、グローバルCITYプロジェクト、攻めの防災、新しい観光といった部分について、こういったキーワードでの御質問があったものについては、新しい観光についてどのようなものかというような質疑がございました。それから、ゼロカーボンシティについては、特に質疑はなかったものと思います。

まず、つながるということでございますけれども、やはり姉妹都市・友好都市との連携というように、こちらの意見書のほうにも記載されておりますけれども、御用邸所在友好都市である葉山町であったり、那須町であったり、そういったところでただ単に交流するのではなく、先進事例をお互いに研修し合う、そういったような取組が必要ではないかというような部分がありました。

また、あと、友好都市関係におきましては、昨年度、ニューポート市へ派遣された中学生、そちらについては、やはり帰国してから、全生徒に対して報告会を行ったというような答弁も聞いてございます。また、浜崎小学校につきましては、オンラインで海外の高校とウェブ会議を行ったというようなことも聞いてございます。また、それから、あと、関係人口の、要は増加というような面で、デジタルノマドの誘致であったり、あるいは地域おこし協力隊の活動に伴いまして、スポーツ大会の誘致であったり、スポーツ合宿の誘致に取り組むというようなお話も聞いてございます。

それから、あと、連携協定ということで、企業さんと連携いたしまして、地域活性化企業人の制度を活用して、教育委員会にIT人材を派遣し、教職員へのIT支援を行っていくというようなことも確認されたところでございます。

また、グローバルCITYプロジェクトともつながるかと思えますけれども、先ほど英語力向上プロジェクトの中でも申し上げましたとおり、玉川大学との交流、また、上智大学との交流といったものも挙げられるというようなところでございます。すみません、グローバルCITYプロジェクトも含めて、そちらのほうでよろしいかと思えます。

また、攻めの防災につきましては、委員からは、まず、不法船の、要は処分について、やはり県のほうにも今後も求めていくべきだというような意見がございました。

それから、防災無線の、要は多角化、いわゆるこちらの今現在、戸別受信機の配備がまだまだ十分でないというような中も含めまして、メールであったり、LINEであったり、そういったもので拡充していくべきだと。

それから、あと、ドローンの孤立集落への確認であったり、それから、防災井戸の登録、それから、避難所の備蓄品の拡充、それから、避難所の環境整備、そういったものに対する備蓄品の整備、それから、備蓄品のローリングストックというような部分に対して質問したところ、そういう回答があったというところでございます。

それから、新しい観光というところで、これは具体的に委員からそういったキーワードで質問があったところでございますけれども、観光交流課からは、新しい観光の一環としてエコツーリズムのモニターツアーを実施したというような答弁があったところでございます。これについては、ワーケーションというところも含めてモニターツアーを実施したというところでございまして、体験型のコンテンツということで、磯焼け対策に対して勉強したと。ブダイの生態について勉強し、それから、水産試験場のほうの講義もいただいたみたいなお話がございまして、やはり参加者は、ほとんど初めて参加された方というようなところでご

ございますけれども、やはり評価としては、なかなか効果が高かったのかなというような答弁がございました。

それから、今後は、先ほども意見書の中で申し上げましたけれども、事業者に対して勉強会をこの秋に行って、今後、事業をどのように進めていくか、すぐに事業化は難しいというような部分でもありますけれども、今後、観光協会であったり、事業者であったり、検討していくというふうな答弁があったところでございます。

次に、グローバルCITYプロジェクト、今後、精査が必要との見解が示されたというようなことでございますけれども、グローバルCITYプロジェクトについては、企画課のほうのやっている部分と教育委員会の行ってる部分があると。

教育委員会の行っている部分については、昨年度ですか、もともとありました自然体験活動、それに加えて、市外でも活用できるような補助になったというようなことで、今回、上智大学との交流、そういったものに対しても補助が交付されたというふうなところでございます。

下田ブランド力向上、また、みなとまちゾーン活性化については、みなとまちゾーン活性化の一環として行われているSea級グルメの関係について質問がございました。Sea級グルメ、先ほどの意見書にもありましたように、カジキのまご茶漬、ちょっと魚のほうの水揚げ量が少ないというようなことで、ちょっと今後どのように進めていくか、関係機関と協議を行っていくというようなことで、今後はまた、カジキに限らず、料理としての認知度も含めていきたいというような答弁があったところでございます。

次に、夏期対の予算関係で、組織予算も含めて大改革が必要というようなところがございましたが、夏期対自体で予算の削減ですとか、組織をどうするというような議論はございませんでした。逆に、令和6年度においては、白浜大浜海岸をはじめといたしまして、夏期対の、要は対策が、功を奏したというようなことで、令和7年度のまちの健全化に寄与されたという、そういった意見が多かったというようなところでございます。

それから、観光予算の見直しの時期というようなところでございます。

ごみ処理場は規模の縮小ということで、こちらについては、御承知のとおり、広域処理、ごみ処理施設、今、生産に向かって進んでいるというところでございますので、削減というようなことはなかなかなかったと思うんですが、観光予算の見直しについては、逆に海水浴場の海の通年利用ってあったり、施設整備であったり、そういったものについて計画的にやっていくべきだというような意見がありました。それを含めて財源確保、そういったものを

すべきだというようなところがございます。

ちょっと2点、ちょっと観光予算に対してちょっと反対といいますか、ちょっと疑問があったというような予算につきましては、ちょっと江田委員には申し訳ないんですけど、JLAの認定海水浴場の申請手数料、この辺が費用対効果的にどうなんだというような質問もございまして、担当課からは、今後3年間の効果を検証して、また検討していくというような答弁がございました。

また、実はちょっと駿河湾フェリーの維持管理負担金が、昨年度656万5,000円、支出されております。その中で、この負担割合はどうなっているかというような質問がございまして、人口割が20%で経済波及効果割が80%というような説明をいただいたところなんですが、じゃあ、その経済波及効果はどのように算定しているんだというような質問の中で、ちょっとその部分については、なかなか公表されていないというような部分もございまして、今後どのようにしていくのかというところで検討を求めたというようなところでございます。

次に、監査委員の意見というようなことでございますけれども、自主財源の確保、こちらについては、先ほども申しあげましたとおり、ちょっと観光課を中心に、入湯税について関係機関と検討しているというような答弁がございました。

また、手数料ですとか使用料の見直し、各課にわたるところでございますが、今後の公共経営改革、そちらで検討していただくというような内容でございます。

それから、すみません、実質公債費比率、将来負担比率、国・県平均、そちらのほうとの比較についての質疑は特にございませんでした。

やはり市の独自の数字についての質疑はございましたけれども、国・県平均、それに対する比較はしてございません。

ワーケーションの部分でございますが、これも提出資料で過去3年間の稼働日数と使用人員の資料を担当課から提出していただき、それに基づき質疑があったんですが、先ほども申しあげましたとおり、昨年度は15.5日、利用人数126人というような状況であったということで、これについては令和7年度でございますが、契約が解除されたということでございまずので、今後の活用目的等について、どのように検討を進めていただきたいという要望があったというような状況だと思います。

それから、労働安全衛生委員会の開催、こちらについては、本来、月1回開催すべきであるものが、昨年度は1回しか開催されていなかったというようなところでございますが、その開催の件について、特に質疑はございませんで、やはり360時間を超える時間外勤務を行

った職員が22名いらっしまったというようなことで、その要因については意見書の中でも報告しましたがけれども、昨年度は選挙が3回もあったというような部分と黒船祭の事務というようなものが主であったというような説明を受けております。

総務課長からは、各課横の連携を重視しながら、時間外勤務の削減に取り組んでいきたいというような答弁はあったところでございます。

公営企業会計でございますけれども、有収率、接続率、経営健全化というような部分もでございます。水道事業につきましては、配水池の整備、そういったものを予定しているというところでございますけれども、これについてはまだ時期は未定であるというような回答でございました。やはり経費、回収率を上げるためには、今後、料金改定という部分が必要になってくるのかなと思っておりますが、そちらについては特に質問なかったと思います。

それから、接続率でございますけれども、下水道については74.7%というところでございますけれども、説明によりますと、また大型の宿泊施設も接続がされているところもあるというような答弁をいただいたところでございますが、今までも利子補給であったり補助金であったりというような事業もされていない中、また今後、接続率の向上が課題であるというような要望はさせていただいたところでございます。

未執行业務ということで、すみません、この出納室の執行业務については、特段、質疑はございませんでした。空き家バンクについては、現在、不動産業者6社と協力を得て、物件の掘り起こしを進められているというような答弁があったというところでございます。

大体そんなところでよろしかったでしょうか。

○議長（中村 敦） 質疑の途中ですが、休憩したいと思います。11時15分まで休憩します。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

質疑を続けます。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 多岐にわたります質問に対して細かな説明をいただき、ありがとうございました。

決算審査もそれぞれ議員の置かれた立場であったり、やはりそれまでの一般質問の経過というところで視点が異なってくると思うんですが、ちょっとすみません、1点だけ、つなが

るの部分で、関係人口を増やしていくという取組に変わっていったと思いますが、交流人口だったり入り込み客数というものは数値化されてるものですが、この関係人口というものがなかなか数値化されませんが、ただ、消費額というのは、交流人口、入り込み客数とはまた違う数字という部分で、関係人口の数値化等について、委員の方からの質問や当局のほうから回答があったかお尋ねしたいと思います。

もう一点目が、未執行业務に関連してになりますが、令和7年6月18日制定の下田市の公共経営改革に向けた取組方針を読ませていただきますと、令和7年度の当初予算は編成時点では効果的な施策や方向性は打ち出せず、やむなく繰越金の増額や財政調整基金から多額の繰入により収支調整を図ることで令和7年度予算を編成することができた状況であると示されております。

ここで示す繰越金というものが、令和6年度の収支に係ってくると思います。本来であれば、繰越金が確定してからの予算編成になるものかと思われませんが、こういう現状の中で、令和6年度の歳出執行率について、委員の皆様の中から何か質疑であったり議論等があったかお尋ねしたいと思います。2点、よろしく願いいたします。

○議長（中村 敦） 土屋委員長。

〔決算審査特別委員長 土屋 仁登壇〕

○決算審査特別委員長（土屋 仁） まず、最初の関係人口数値化という部分については質疑はなかったんですけども、先ほども申し上げましたとおり、産業振興課で行った海外デジタルノマドの誘致、こちらについて120人ほどの方が参加され、経済波及効果が1,500万円程度あったというような説明を受けたに過ぎないというところがございます。

それから、令和6年度決算における執行率、そちらについての質疑はありませんでした。以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 最後になります。今後ですが、この決算審査特別委員会についても、現在、設置されております議会改革特別委員会の中で、決算審査と予算編成の連動性というものをご今後、調査研究していくものと思われまして、そうした中で、これまでの会派ごとの予算要望から、議会として当局に決算審査と連動した予算編成を求めていくものになるかと思われまして。

市政運営の両輪であります議会の決算審査特別委員会で、今回、取りまとめた報告書が令和8年度予算編成に反映されることを期待し、決算審査特別委員会委員長への質疑を終わら

せていただきます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。お疲れさまでした。

これより各議案について討論、採決を行います。

認第1号 令和6年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 令和6年度の決算審査におきまして、一般会計の審査でございますが、市債の現状から、まず見てみたいと思うわけですが、令和2年度には103億697万円でありました未償還残高が、令和6年度におきましては121億6,802万円となっているところであります。

年々、3億7,000万円ほど増えてきていると。これが、ある年に止まるということではなくて、平均して3億円余の増を積み重ねてまいっていると。そして、令和6年度は13億1,570万円を借り入れ、償還額は8億4,450万円でございます。

本年度の市債残高は、先ほど言いました121億6,802万8,556円となっているものであります。したがって、上下水道や漁業集落排水等全部を含めると、192億259万7,000円となっております。そして、令和6年度の歳出総額は188億7,024万円でございますので、1年以上の歳出額よりも多くの借金を今日、抱えていると、こういう現状になっております。そして、せいぜい大きく言っても、市税等々、実財源が4割しかないというこの状態の中では、起債をしながら、この起債をまた借金を成しながら行政運営をしなければならないという事情に置かれていることも明らかであろうかと思えます。そういう観点で見ますと、まさに危機的な状況とは決して言うことはできないと思えますが、基金の、例えば減債積立金あるいは財政調整基金や庁舎のこの建設基金等、全部33の基金を合わせましても、33億1,015万円ほどでございますので、それを差し引いても、162億からの債券と申しますか、起債を抱えていると、これが拡大していく傾向にあるということについては、やはり注意しなければならない。令和6年度において、やはりこのような財政運営を続けていっては、破綻の道につながっていくという警告をまず、しなければならないと思うわけであります。

次は、2点目としまして、広域ごみ処理施設の整備事業は、令和3年時点では205億円で

あったと、20年間の運営で、負を含めてこれが305億円になったと、見積りを取っただけです。この305億円が必ずしも確定した数字とは言えないと、むしろ、この数字は増える可能性のほうが大であると、こういう具合に考えられると思います。そして、現在、この事業は中止する、清算するという事に相なっているわけではありますが、しかし、この時点におきまして、なぜ、このような事業を執行してきたのかと、財政的な破綻が明らかであるというようなこの基本計画におきましても、物価の値上げ等々を含めて検討しなければならないということが令和5年度時点で既に明らかになっているにもかかわらず、これらの検討がされずに今日まで、引き延びてきてしまっているのか、やはりその原因を明らかにしなければならないと思いますが、当局も議会も、その原因を明確にしていけないと思うわけでありませぬ。内容的には、1市3町がまとまっても、新たな焼却炉をつくるということは財政的にできないんだと、こういう結論を明確に出すべきであります。今のところは、南伊豆町が離脱したのでできないんだと、このような形式的な言い方になっていようかと思いますが、その原因を明確にして、焼却しない方式をごみの資源化をより一層、緊急に進めていくということが必要な時代に入ったと言えようかと思いますが、そのような指摘が、残念ながら、全く当決算委員会の報告の中では不十分であると言わざるを得ないと思いますので。

次に、新庁舎の建設事業でございます。

令和元年から令和7年にかけては、33億6,882万円だと。今年度、令和元年から令和6年度にかけては、新庁舎は18億8,582万7,000円の支出をしてきておりますが、令和8年度で完成時点におきましては、36億5,193万円ほどで建設するとしているところでございますが、諸物価の高騰の折、この建設事業も私は絶えず見直しをし、少しでも費用削減に努めることが求められているところではないかと思うわけでありませぬ。

過疎債の1億400万円、緊防災の20億8,234万円あるいは用地購入費は1億4,440万円、合わせて31億3,074万円の借入れ金を既にこの庁舎建設のためにしている、あるいはするという現状になっていようかと思ひます。

自主財源、いわゆる一般財源は5億2,119万円、建設資金の積立金等を含めましても、この程度しかないわけでございます。大きな庁舎の建設も、大企業の企業のうちに入っていると、きっちりチェックをしていく必要があるかと思ひます。

次に、ワーケーションの拠点施設は、令和3年4月1日、1億6,000万円ほどかけて建設がされたわけでありませぬ。そして、国からの補助金は5,827万円ではないと。したがって、借入れ金は9,090万円を借り入れ、一般財源が7,307万円、16億のうち、大ざっぱに言って10

億は借金ないし自分の金でつくっているんだと、そして、国からの費用は1億円にも足らず、せいぜい5,800万円程度だと、こういう形でこの事業が進められて、月額が4,200円ほどで三菱地所に貸し付けているという形で、現在は契約を破棄されて、三菱地所もこの事業は進められませんということで、契約が破棄されるという、こういう事態にこれまた相なっているわけであります。

国の事業であるから、それに手を挙げればいいということではなくて、やはり国の事業であっても、その内容がどうであるのか、下田市にとってどのような効果や持続性があるのか、こういうことの検討が不十分であったことは、結果論で申し訳ない点もありますが、今日から考えれば、明らかではなかったかと思うわけであります。

そして、適切な貸付額に変更するよう監査委員も求めていたにもかかわらず、当局はそのような努力が進められておらず、この令和6年の決算時点におきましても、3年間経過しておりましても、見直しが行われていないという結果と相なっているわけでございます。

さらに深刻な事態は、安全衛生委員会の開催が年1回しか行われていないということではないでしょうか。毎月の開催が必要であるということが、監査委員も指摘しているところでございます。

労務災害は7件発生し、年間360時間を超える時間外の勤務をしている職員が22名にもなっているという、こういう事態に相なっていようかと思うわけです。この下田市の職員の経過を見ますと、多くの人たちが自死する、あるいは精神的な病に陥ると、こういうような事態が引き起こされてまいっているわけであります。にもかかわらず、それらに対応するというような、命を大切にするというこの姿勢が確立されていないと言わざるを得ないと思うわけであります。

さらに、5点目としまして、各種団体の補助金の交付におきまして、特に観光関係の補助金におきまして、繰越金が補助金よりも多いというようなケースがあるということが監査委員が指摘しているところでございます。補助金の必要性や効果を十分精査し、適切な執行が努められないと監査委員も指摘しているところでございます。

6点目としまして、旧下田グランドホテルの解体・利用につきましては、下田公園の再整備計画として立案がされているところでございますが、やはり防災公園としてここを定めるということ自身が無理があるという具合に私は考えるところでございます。

大きな津波や地震が来たときに、ここの城山公園のグランドホテル跡地に人が立ち入ることができないと、周りが全て津波で覆われてしまうと、浸水されてしまうという、こういう

状態を想定しなければならないと思うわけであります。これらもやはり計画がきちりあって購入したのではなく、その時々、よろしかろうということで、ときの執行者が100万円で購入するという、こういう結果が今日の事態を引き起こしているものと思うわけでありませう。

7点目としまして、丸山住宅の現在、建設されて、昭和30年から34年にかけて、福祉住宅等を含めまして、月額3,000円以下での家賃で市が貸し付けているわけでございますが、現在、34戸あるうち、住んでいらっしゃるの12戸でしかないと、そして、そのうちの10件は一人暮らしの方だと、1件が3人、もう1件が2人暮らしだと、こういう状態でございます。そして地代として1万4,758平米あるこの丸山住宅の用地を687万円ほどで市は毎年、土地所有者に借上料を払っているというこういう状態になっているわけでありませう。しかも、この丸山住宅の状況を見ていただければお分かりのように、果たして人権が守られているのかと、人が進むにふさわしい住宅となっているのかと、こういう観点が必要かと思うわけでありませうが、政策空き家とって、長い間、そこに住む人が亡くなるまで放置をするというような形で運営をされてまいっているかと思うわけでありませう。弱者に優しい市政となっているか、こういう観点から考えますと、全く不十分と言わざるを得ないと思うわけでありませう。

さらに、下田市振興公社を応援し、振興する立場を取る必要が下田市はあったかと思うわけでありませう。下田市がつくってまいって1億円あるいは1,000万円の運営を含めました1億1,000万円の基金を出して、この公社を設立してまいったわけでありませう。しかし、その実態は、蓮台寺プールがなくなり、そして、爪木の管理がなくなり、下田公園の管理がなくなり、管理と振興を兼ねて事業を展開しようというこの市政が、次々と下田市はそういう方向でない方向を実施をしていき、今日、振興公社が成り立たないと、直営に戻すんだと、それならば、振興公社が果たしてきたこの下田市の振興ということについて、どのように実行していくのかと、全くその計画はないということになっているのではないかと思うわけでありませう。

下田市の振興は、本来、必要な大事業であろうかと思うわけでありませう。このような以上の観点から考えてみまして、令和6年度の一般会計歳入歳出決算認定は非認定とすべきものであると私は判断をするところでございませう。

以上です。

○議長（中村 敦） 自席へお戻りください。

次に、賛成意見の発言を許しませう。

1 番 柏谷祐也議員。

○1 番（柏谷祐也） 令和6年度一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の決算審査では、各事業の執行や財政の状況について審査が行われました。その中では、沢登議員がおっしゃるとおり、一部の事業について見直しを求める意見もございましたが、決算認定事業そのものの評価を行う場ではなく、議会で議決された予算に基づき、当局が適正に執行したかどうかを確認する、その点において本決算は妥当であると判断いたしました。

財政状況は依然と厳しく、市税収入の減少や社会福祉関連経費の増加など、課題も多くあります。しかし、その中であって、収納率の向上への取組であったり、有利な地方債を活用するなど、限られた財源を工夫して運営している姿も確認しています。また、基金の取崩しや市債の増加といった課題についても、今後の財政運営にしっかりと反映していくことが求められるのではないかなと考えております。今回の審査や監査委員の意見書も通じまして、課題や改善点は次年度の予算編成や事業執行につなげていただきたいと思います。

以上の理由から、令和6年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 着席ください。

起立多数であります。

よって、認第1号 令和6年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第2号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論

に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、認第2号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 下田市駅前広場の整備事業の特別会計でございますが、まさに駅前とは、観光地下田の正面玄関、顔であると、こういう具合に言えるところではないかと思うわけがあります。そして、決算報告書の中でも、駅前広場の整備会計につきまして、次のように触れているところでございます。時間駐車不足、自分の家族や知り合いを下田駅に送っていても、5分以上の駐車をするとう違反だということで、多くの方が違反金を取られているという、そういう見送りの人たちのちょっとした駐車をする場所もないということが、今回も指摘がされているところであろうかと思えます。そもそも、バスそのものが、スイッチバックっていうんでしょうか、そういうふうな対応を進め、そして、これらについては今年度だけではなくて、もう長い間、改正・改善が必要だと言われていたにもかかわらず、同じような指摘を今年度もしなければならぬという、こういう状況にあらうかと思うわけです。

やはり指摘をしても改善がされないということであれば、これはこの会計を否認して会計を認めずに、改善をより一層強力に求めていくということが私は必要であらうかと思えますので、この会計の認定は不認定とすべきものと判断するものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

8番 楠山俊介議員。

○8番(楠山俊介) 下田駅前広場整備事業特別会計に対しまして、賛成の立場で意見を申し上げます。

下田駅前広場の重要性というのは、今、沢登議員もおっしゃったように、認識しているところでありまして、当局としては、これまで伊豆急下田駅に沿った形の中で整備されたものをしっかりと管理していくという考えで進めてきたものであります。

今回、庁舎移転というようなことも併せ、駅前広場の整備が必要であろうという考えが令和7年に入りまして、進んできましたので、今、沢登議員のおっしゃったような整備もその中でしっかりと論議されるものと考えております。

令和6年度に関しましては、そのようなもののスタートとしてしっかりと完了し、令和7年度に引き継いできたというふうに解釈いたしますので、この特別会計に対しまして、賛成の立場といたします。

○議長(中村 敦) 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 敦) これをもって討論を終わります。

採決いたします。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(中村 敦) 着席ください。

起立多数であります。

よって、認第3号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 敦) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、認第4号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 認第5号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場からの発言をさせていただきます。

国民健康保険事業は、経済的になかなか弱者と言われている人たちの商店の人たちや、自ら自主的に御商売をされている、そういう人たちの保険事業であると言えるかと思うわけです。そして、この事業は、各自治体で元に行われていたものを県で一括協力して進めるという形に変更がされてまいりました。そして、それは県に払う支出金としての一定の標準額が示されて、それに出資していくという形になっているわけでございますが、基金等が不足してまいったので、2年ごとに10%ずつぐらいい引き上げていくんだということに方針を定めている予定でございます。そして、今年度も引き上げてまいっていると、こういうことでございます。

保険料を引き上げるために合併したのではないと思うわけですが、実態としては、医療サービスは産科がなくなるとか、小児科の先生が郡下にいらっしやらないとか、そういう医療過疎であるにもかかわらず、その一方で、一律2年ごとに10%ずつ医療費を引き上げていくというような運営の仕方は、私はやはり問題があるかと思うわけでありまして。

今の仕組みの中で、各自治体ごとの努力や整備がどのように国保の料金等に反映されていくのかというようなことが必要なことかと思うわけでありまして。

そういう観点で見ますと、やはり予防の事業をどう進めていくかということになってまいろうかと思っております。今年度におきましては、若年層の検診・審査ということで、自己負担金1,000円で2万8,000円ですから、28の方が受診されているということで、市としては、こ

ういう努力を重ねているところは評価をしなければならないところであろうかと思えますけれども、全体の特定健診の受診率であるとかを見ますと、大変、受診率が低い状態になっているというのが、特別会計の報告書でも指摘がされているところではあるかと思えます。

こういう点から考えまして、国民健康保険の特別会計の事業につきましては、不認定として、さらに一層、このような努力をしていただくということが必要であろうかと思うものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 討論の途中ですが、ここで休憩いたします。13時5分まで休憩します。

午前11時48分休憩

午後1時05分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、認第5号の討論を続けます。

次は、賛成意見の発言を許します。

1番 柏谷祐也議員。

○1番（柏谷祐也） 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

平成30年より5億円ほどあった基金を取り崩し、保険税に還元してきたところであります。沢登議員がおっしゃるとおり、確かに基金を取り崩して事業費を補填してきたため、残高は減少しており、今後も一定額を取り崩す必要がございます。しかし、市としては、安定的な事業運営のために、料金改定など、見直しを計画的に行い、国民健康保険運営協議会、こちらでの検討も踏まえて対応しているところでございます。こうした計画的な対応を含め、事業の適正な運営が図られているところであると考えます。

次に、特定健康保険審査につきましては、受療勧奨通知や参考資料でアンケートなどを郵送することによって、受診率は令和元年度、30.9%から令和6年度、37.1%と向上に向けた成果が出ているところでもございます。また、令和6年度から、若年層に対しても同様の検診案内を送付し、継続受診の意識づけ、病気の早期発見、将来の受診率向上を目的とした取組もされているところでございます。

次に、医療費の削減についてなんですけれども、静岡県では、各市町が生活習慣病の予防や特定健康診査の受診促進、ジェネリック医薬品の使用推進など、医療費削減につながる取組

を行った場合に、県から交付金が交付される仕組みがございます。この件に関しても、報告・質疑の中でもあったかと思われま。下田市でも、こうした県の指針に沿って取組を進め、できるだけ多くの得点を取得し、医療費の削減につなげられるよう努力しています。そうした適正な運営が図られていることを評価し、賛成意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見を許可いたします。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することと賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 着席ください。

起立多数であります。

よって、認第5号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 令和6年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 認第6号 令和6年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から発言させていただきます。

平成20年に介護保険制度ができてから、経過してきているわけですが、ますます介護保険事業の必要性は高まってまいっているかと思ひます。そういう状態の中で、この保険制度そのものは行政が運営しているかと思ひますが、サービスは民間事業団体に全部委託していると、こういう仕組みに現在、なっているかと思ひます。そして、実態は訪問をする居宅介護のヘルパーさんが足りないというような状態が出ているだけではなく、その費用を政府が削減するというような診療報酬の改正が進められて、民間の事業所の

運営が大変困難になっているという現状は、この下田市でも生じていようかと思うわけであり、やはり指摘しなければならないと思うわけであり、したがって、この報告書におきましても、介護サービスの担い手が不足しているということを指摘し、その担い手の充実のための研修会や、そういうものを実施しなさいという指摘をしているところであろうかと思うわけであり、あります。

介護事業との対話の場の設置が検討されることが望まれるという具合にまとめさせていただいているところと思いますが、そういう点で、大変身近なこの介護制度がお年寄りの世帯を支えると、高齢者の世帯を支えていくということが必要であろうかと思えます。そういう点で考えますと、さらに認知症といいますか、そういう障害が高齢者には出てまいっているかと思うわけであり、それらの点につきましては、通いの場等の活性化ということで努力はしているところかと思えますが、全体的に評価した場合に、やはりこれはさらに一層、御奮闘といいますか、前へ進めていただく必要があると。

こういう観点から、認第6号の下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、私は不認定にすべきものだと考えるところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

3番 浜岡 孝議員。

○3番（浜岡 孝） 本件に関しましては、賛成の立場で述べさせていただきます。

今、沢登議員が指摘されましたことは、実は私も全く同意見であります。

介護提供体制の欠落によりまして、サービスを受けたいという人がなかなか受けることができないという状況が一部にあるということは、私どもも認識しているところであります。

今回の決算では、歳入歳出の差引残高が2億2,000万円、余っているところでございます。これはどのような意味を持つのかというところを当局に質問いたしましたところ、給付が減っていることが大きな理由であるということでございました。これは必要がなくて給付が減っているということであるならば、それはすばらしい、元気な人が増えているということで、いいかもしれませんが、サービスを希望しているのに提供できなかったのも、結果的に給付の金額は伸びていないのではないかという分析もできなくはないわけであり、この辺りについては御当局にはさらに詳しく御対応・分析をしていただきたいと思います。

サービスの提供の増加に関しましては、私はこれまでも、個人的にも、外国人が担うこと

ができないか、外国人の登用について検討すべきではないかという点、さらに、若手の女性などを中心として、短時間働きたいんだけど、介護をやりたいんだけど、資格が取れないから、初任者研修を受けることができるようにできないかという点、さらに言えば、介護報酬が2024年昨年度、マイナスとまでは言いませんけど、かしょうづけが変わって、訪問介護が下がっているということがございますので、こういう方については、地域加算をして、地域特別加算で15%上乘せになるように御当局から働きかけていただけないかと、幾つかの御提案をしておりますし、私自身も動いているところでございます。

問題点は全く沢登議員と同じでございます。いろいろな課題はあると思います。しかしながら、じゃによって、今回の決算を不認定するということには、私はならないと思っております。さらに御当局も頑張っていたいただいているところもありますし、私どもが指摘した点については、さらに今後、頑張っていたきたいという気持ちも込めて、私は今回の決算については認定という立場で進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することと賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認第6号 令和6年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 認第7号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、不認定とすべき立場から発言をさせていただきたいと思います。

後期高齢者の特別会計も、お年寄りの皆さんの健康を守っていく上で大変大きな課題であったかと思うわけであります。この経過を考えてみますと、老人保健法というような形で、かつてはお年寄りの医療費は無料という形で進められてまいりましたけども、お年寄りからも徴収するんだということで、今日の制度となってまいっているところでございます。そのほとんどは、御案内のように、年金が18万円以上の方々から特別徴収すると、年金等々の費用から特別徴収されるという、こういう制度に相なっていようかと思うわけであります。

そして、国民健康保険の方々から、75歳以上の人口が増えてまいりますと、この制度のほうに移ってまいるということで、令和6年度は5,044人の方がこの後期高齢者医療の対象となっていようかと思うわけであります。そうしますと、やはり高齢者の認知症の問題であるとか、予防であるとか、こういうことが大きな課題になってまいろうかと思うところがございます。

そういう点から評価をさせていただきますと、令和6年度主要な成果の156ページ等を御覧になっていただきますと、5,373人の対象者に健診でございますが、827人、15.4%の方しか健診を受けていないと、こういう状態であろうかと思えます。そして、健診よりも、むしろこのフレイルっていうんですか、健康維持のための食事・運動等の講座が大切だとかいうような理由でその事業を進めていようかと思えますが、やはり健診もフレイルも併せて、この事業を高齢者のためにより一層前進させていただくということが必要かと思うわけであります。

ところが、実態は、この156ページに出ているような実態でございますので、さらに特段の努力が必要であると、こういう観点から、後期高齢者の医療費の認定に反対し、さらにまた、国も医療費の増ということで進めていて、これにきっちりと市民の意見が、料金についても保険料についても、申し述べることができずに、上からそのまま決まってくるというような、残念ながらこういうシステムになってしまっているのではないかと思うわけであります。この制度上の問題も含めて、運営上の問題も含めて、やはりこれは介護保険の現状の中で、決算の認定を不認定として訂正を求めていく課題であるところがございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） 後期高齢者医療特別会計に対しまして、賛成の立場で意見を申し上げます。

過去、高齢者に対して0割という負担の中で行われた時代もあったかとは思いますが、医療費が増加し、現役世代の中で、なかなかそれを負担し切れないというような環境もできてきた中で、この国民介護保険を継続するためには、やはりいろんな手だてを駆使してやらなければならないという中で、後期高齢者に負担をお願いしているというところであり、これは国の制度として、全国やっているところでもありますので、下田市だけ、そのことに関して会計を否定するものではないというふうに思っております。

沢登議員がおっしゃるように、予防処置のことによって病気が少なくなり、医療費が少なくなるということは望むところでもありますので、そのような活動の中でしっかりと医療費を管理していくことは大切かと思いますが、当局のほうもそれに対していろいろな手だてを持ちながらやっているところでもありますけれど、対象者のいろいろな理解、いろいろな事情の中で、純粹に高齢者の数だけ、そういう予防処置のものに全て参加できる状況でもありませんので、そういう意味からすれば、人数が少ないから何もやっていないというような状況ではないと思いますので、その方たちが多くなること、参加できる人たちが参加できるようになってくれることは望むところではありますが、そのような数字だけでこの会計の否定はいかなかなというふうに思っております。そういう意味で、令和6年の後期高齢者医療特別会計に關しましては、賛成といたします。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許可します。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 着席ください。

起立多数であります。

よって、認第7号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

は、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 令和6年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、認第8号 令和6年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 令和6年度下田市公共下水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、認第9号 令和6年度下田市公共下水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、認第10号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

以上で、認第1号から認第10号までの令和6年度下田市各会計歳入歳出決算認定については、全部終了いたしました。

◎委員会報告・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、過日、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第51号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第52号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第53号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号 下田市立保育所条例を廃止する条例の制定について、議第55号 下田市農村体験宿泊施設条例を廃止する条例の制定について、第56号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第57号 令和7年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第58号 令和7年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第59号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第60号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第61号 令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第62号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第63号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、以上、13件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員会、楠山俊介委員長の報告を求めます。

8番 楠山俊介議員。

〔産業厚生委員長 楠山俊介登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介） 下田市議会議長、中村 敦様。

産業厚生委員長、楠山俊介。

産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1) 議題51号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第52号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第53号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第55号 下田市農村体験宿泊施設条例を廃止する条例の制定について。

5) 議第56号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。

6) 議第58号 令和7年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。

7) 議第59号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

8) 議第60号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

9) 議第61号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

10) 議第62号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。

11) 議第63号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）。

2. 審査の経過。

9月29日、9月30日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より高野副市長、白井環境対策課長、佐々木建設課長、大原産業振興課長、田中観光交流課長、芹澤市民保健課長、土屋税務課長、土屋上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。併せて、関係議案に係わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、議会録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第51号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない条例制定であると認めた。

2) 議第52号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

これにつきまして、口頭であります、委員会の意見を付記させていただきます。

議第52号の丸山住宅であります、政策空家として廃止の方針で進めていますが、全く進展していない状況と判断します。強制的な転居はすべきでないと考えますが、上河内・大沢の住宅も用意されている中で、しっかりとした説明により同意を得る、転居経費の公費負担も検討するなど、計画的にスピード感を持って解体、原状復帰、土地返還等、事業を進展すべきと考えます。

3) 議第53号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

4) 議第55号 下田市農村体験宿泊施設条例を廃止する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例制定であると認めた。

5) 議第56号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない補正予算であると認めた。

6) 議第58号 令和7年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

7) 議第59号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

8) 議第60号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

9) 議第61号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

10) 議第62号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

11) 議第63号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算(第1号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上です。

○議長(中村 敦) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

暫時休憩します。

午後1時37分休憩

午後1時45分再開

○議長(中村 敦) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

楠山委員長。

〔産業厚生委員長 楠山俊介登壇〕

○産業厚生委員長(楠山俊介) 貴重な時間を申し訳ございません。ただいま報告いたしました中で表現に誤字がありましたので、訂正させていただきます。

決定及びその理由の中、1) 議題51号の理由のところ、やむを得ない条例制定であるというふうな表現であります。これはやむを得ない条例改正であるというのが正しい表現でありますので、訂正をお願いいたします。

○議長(中村 敦) 差替えの資料の配付をお願いします。

それでは、続けます。

ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番(沢登英信) まず、議第51号の下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねしたいと思います。

内容的には、御案内のように4,230万円の手数料等の増加を図ろうという内容であろうと思います。そして、当局がこの条例の制定の目的に掲げておりますのは、ごみの排出量の抑制になる、そして、再資源化の促進になる、公平性の確保が図れる、市民や事業者の意識改革が図れるんだとこういう具合に定めておりますが、私はこのどれ一つを取っても理解がで

きないと。値上げをすることによって、どうしてごみの排出量を抑制することになるのか、そして、具体的にはどういう種類のごみをどれだけ削減するということになるのか、こういう議論が行われたかどうかお尋ねしたいと思うわけでありませう。

そして、2点目としまして、再資源化の促進になるんだと言っているわけですが、この条例の改正によって、どこが再資源化の促進を図ることになるのか、これまた理由が分かりません。そして、公平性の確保、これは、逆に言えば、この事業系ごみへの対策が必要であろうと思います。しかし、事業系の皆さんの排出量については、処分費の何割かというような、こういう想定をしているようでございますが、40%程度はやがて負担してもらうんだというような基準をつくっているようでございますが、これらの基準も全く恣意的な基準であろうと思います。

私は、そういう意味では、持ち込みごみの再資源化・省資源化ごみを持ち込むのを少なくするというのに努力をすべきであって、持ち込む人たちの料金を上げれば、それが成し遂げられるんだというような論理は、どこでつながってどうなるのかと。全くそれに伴って一般の市民の方が一般ごみの持ち込みは70円であったものを200円にすると、3倍近くにまで値上げをして実施するというような内容のものになっていようかと思うわけです。このような大規模な値上げがどうして公平性の確保になるのかと。全く不公平をより一層広げるだけであって、公平性の確保には全くなっていないと、こういう具合に思うわけでありませう。そして、この値上げが市民や事業者の意識改革を図ることになるんだと。値上げすれば意識改革を図ることになるんでしょうか。そんな単純なものではないと思うわけですが、これらの目的がどう実現されるということになっているのか、当局の掲げた目標が妥当であるのかどうなのか、どういう審議がされたのか、まずもってお尋ねしたいと思います。

次に、議第52号、順番にやっていっていいんですよ、全部。

議第52号の市営住宅の一部を改正する条例の制定でございますが、これも解体する家屋の数棟を変更しようというものであろうかと思ひますが、本当に市民にとって市営住宅が必要ないのかどうなのか。今、自身のお考えは、市営住宅は必要ないと。したがって、丸山住宅は古いので壊していくんだと。丸山住宅にいる方は、大沢ないしは上河内のほうの住宅に移っていただくんだと、こういう論理になっていようかと思ひます。しかし、市民の中では、やはり市営住宅を欲している人たちが、必要としている人たちが、少なからず僕はいらぬではないかと思うわけだ。そういう調査や、そういう人たちに心を致さずに、中だけでぐるぐる回せばいいんだと、こういうような考え方はいかがなものかと、大きな疑問を持たざる

るを得ないと思うわけであります。

そして、市内のアパートも空いているということであれば、例えばの話ですが、市内のアパートを市営住宅として借り上げ、そこを提供するというような事業も必要だろうと思えますし、新たな福祉住宅をつくるというようなことになれば、それは、市内における大きな事業を展開していくということで、経済の活性化にもつながる。後ろ向き、後ろ向きに物事を考えてこの改正案が出てきているという具合に思うわけですが、それらの点はどのように議論されたのかお尋ねしたいと思います。

それから、議第55号の農村体験宿泊施設を廃止する制度についてでございますが、これは条例がある限り、その条例どおりに運営してこなくて、長い間、放置してきたと、こういう経過があるかと思いますが、このような放置してきた当局の姿勢に対して、委員会としてどのような議論をして、どのような要請をしたのか、しなかったのか、明らかにしていただきたいと思えますし、体験施設を今のままの宿泊施設等として委託する、貸し付けるという方向の改正になっていようかと思いますが、その具体的な内容は、これを廃止してしまって、すぐにスムーズに活用がされるような仕組みになるのか、ならないのか、そこら辺の議論はどのように進められたのかお尋ねしたいと思います。

それから、議第56号の一般会計の補正予算でございますが、特にこの49ページに出ております県の港湾事業の負担事務で、600万円等の負担の増が出されてきていようかと思えます。これは県の事業のたしか35%を負担をなさいと、こういう内容でこの金額が出てきていようかと思うわけですが、急傾斜地の崩壊対策事業というのも県事業として進めていようかと思えます。これは、急傾斜地の負担者の10%のうち、5%出せばいいというような形で、市もさらに受益者の負担分を持っている、こういう10%以内にとどまっているというような県のこの事業と比べまして、非常に大きな負担を強いられているというのは実態かと思うわけです。それは質問いたしましたけども、県が決めたことだから云々ということで、それへのアプローチはほとんどしないよというような当局の答弁であったかと思いますが、やはりこういうような県の負担金の軽減を図っていくということの必要性をどのように議論されたのか。そんな必要はないよって話になったのかどうなのか、そういう議論が進められたかどうかお尋ねしたいと思います。取りあえず御質問いたします。

○議長（中村 敦） 楠山委員長。

〔産業厚生委員長 楠山俊介登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介） 議題51号の廃棄物について、ごみ袋の値上げというような、

持込み料金の値上げというような改定の要件ですが、まず、見直しの目的としては、ごみの排出量に応じて適正な負担をいただくという受益者負担というのをやはり進めるべきだろうということ、そして、それによって副次的にごみの減量化やリサイクルの推進が図られると、このことを目的とされていると。

それで、リサイクルの推進ということは、現状、事業系のごみに関しまして、ペットボトルの混入が目立っているという中で、ペットボトルの持込みを無料化することによって、事業者のほうに、まず分別をしていただく。そして、ただただ分別をするだけではなく、洗浄等、きれいにしていただきませんかというリサイクルのほうに回せないという、また、回すに当たっては、また別の経費がかかるというようなところもありますので、事業所の人には、ペットボトルのそういうリサイクルをするための扱いをしっかりと認識していただいて、そして持ち込んでいただく。それは無料で頂くと、そういうことでリサイクルのほうを図られていくというふうな見解でありました。

次に、公平性というようなところではありますが、まず、ごみの料金の設定の考えとしましては、普通の生活ごみにつきましては、本来、収集運搬費用といろいろごみ袋の作成あるいは販売手数料と、これらを合わせた金額を本来ですと100%、ごみの袋の使用によって賄っていただきたいというのが考えですが、しかし、ここでそれを100%に持っていきますと、近年の物価高騰もありまして、やっぱり家計に大きな影響があるというようなことで、当局のほうはその負担率を調整してまして、1.25倍にするということで今回の金額を設定したところでもあります。と同時に、事業ごみに関しましては、持込み料を今までよりも多くしまして、この事業ごみの考え方としましては、排出事業者責任として廃棄物処理及び清掃に関する法律第3条という中に、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされまして、また、環境省の一般廃棄物有料化の手引きにおいては、事業系一般ごみ廃棄物は廃棄物の処理原価相当の料金を調整することが望ましいというような中で判断される場所ではありますが、この方法の中で持込みごみの料金、それから事業系ごみ専用のごみ袋ということの中で処理することを各市町村はやっているというところではあります。そういう中で、下田市としては、今回、持込みごみの料金を上げることでその処理費用の一部を負担していただきたいというようなこと、そして、これを一気に上げますとかなりの金額になりますので、段階的ということで、これまで料金改定をしなかった分、今回、料金改定の中でその負担を担っていただきたいというところでもあります。

事業系のごみの袋の作成というのを、生活ごみのものよりも通常、10倍の値段を設定しているのが、各市町に行っている金額のようではありますが、これに関しましても検討すべきところではありますが、今回はいろいろクリアしなければならない問題があるので、もう少し段階的に検討して、将来の課題にしていきたいというようなところでありました。

それから、今回の持込みごみの値上げ等に関しましても、市民の個人が持ち込むという粗大ごみ等を持ち込むということがありますが、搬入業者をお願いしているパッカー車だとはっきり事業ごみというふうに分かるんですが、そうではなく、個人的に事業系のごみを持ち込んだ場合、生活者か事業系かというのはなかなか判別できないというところもありますので、そういう意味では、一律に料金を頂くというようなところだということでもあります。

あと、事業の中で、ここに事業所とは規模の大小や営利目的の有無を問わず、公共公益事業なども含めたあらゆる事業活動を営む者が対象というような決まり事があるようですので、今回、委員会のほうでも事業系ごみの扱いをしっかりとやっていく一つの手だてとして、市庁舎や学校、そういう公共施設の可燃ごみが、今、一般ごみの収集の中で扱われていますが、これを事業ごみとして事業者として搬入するような、そういう手だてを検討すべきだということで当局のほうに提案し、検討するという回答を得ております。

今回、このような・・・を通じて、ごみの減量化、そしてリサイクルの必要性というような認識をしっかりとPRを市民に伝えながら進めていきたいというところでもあります。

次に、議第52号の丸山住宅のほうであります。まずは丸山住宅のほうは、老朽化の中で、やはり使用する限度があるというような中、そして、需要と供給の中から、丸山住宅自体はもう政策空家として廃止・解体の方向にすべきだという方針が出される中で行われているところでもあります。その中で、現在、入居されてる方々に関しましては、いろいろ説明もしながら、上河内、大沢の住宅を用意し、そして、そこが入居しやすいように、その募集を止めて空けているという状況であります。そういう意味では、状況としてはなかなか進展していかないところではありますが、先ほども意見を添えさせてもらいましたが、しっかりとした説明とお世話の中で、上河内や大沢の住宅のほうへ転居を進めていって、丸山住宅のほうはなるだけ早く解体、そして土地の整理をし、そして地代が発生しないようにしていくのを進めるべきだろうということで、委員会で語られました。

ただ、入居者がなかなか転居ということができないところの中では、やっぱり現在住んでいるところに愛着があったり、コミュニティがあったり、そういうことの中ですぐにといいうふうな状況もないし、また、家賃等の差額もありますので、その辺のことはしっかりと寄

り添って考えていかなければいけないだろうということでもあります。

それから、民間アパートを市営住宅に替えるということに関しては、当局は現在、検討はしていないようではありますが、将来そのような必要性のときにはまた提案されるというふうに思われます。

議第55号でありますけれど、今まではこの表題のように農村体験宿泊施設という形で使われてきました。平成31年以降では指定管理者が出ないということの中で、そのまま休止状態でありました。今回、この施設の利活用として、農村体験宿泊施設という枠組みを外して普通財産にすることで、利活用の可能性が広がるであろうということで、庁内にも検討委員会も立ち上げながら、そして地元の説明も行い、回覧も行い、そういう中では市の方針に理解を示しているというふうに聞いております。

あと、議第56号の県の港湾事業や急傾斜地等に関する県に対する負担金の軽減であります。これにつきましては、委員会のほうでは特にテーマになっておりません。

以上です。

○議長（中村 敦） 質疑の途中ですが、休憩します。20分まで休憩します。

午後 2 時08分休憩

午後 2 時20分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

委員長への質疑を続けます。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 議第51号につきましては、ペットボトルの分別を進めるんだということで、この改正をするとペットボトルの分別がどう進むのか、どういう議論がされたのか。そして、このペットボトルは現状の中でどれだけの量のペットボトルが一緒になっていたのか。そういう具体的な今、7,800トンからのごみを処理して約7,000トンぐらいは燃やしているんだらうと思いますが、その量がどのようになるのか、そして再資源化というのは、ペットボトルをそうしますと再資源化していくということで、何トンのペットボトルが再資源化されていくのか、そういうことが基礎データとして議論の根本にならうと思うわけです。

公平性の確保についても、全く私は公平性の確保ではないと。国や指導機関が、収集、一般ごみについては100%もらうべきだとか、事業系ごみは、これも40%以上をもらうべきだとかと、そういう勝手な恣意的な基準を設けて議論しているということが明らかではないか

と思うわけです。それらの指導は、国の法律によって、あるいは議論がされて指導されているものではないと。土台、このごみの処理の費用は、基本的には税金をもって行うというのが基本であって、手数料でそれを賄うなんていうような法体系にはなっていないはずで、それをあたかも手数料で賄うかのような法体系になっているという判断をするというのは、私は大間違いではないかという具合に思います。ですから、もし、そういう前提の上に、産業厚生委員会のほうがこういう結論を出したとすれば、これは私はとんでもない間違いで、訂正してもらえないのではないかという具合に思いますが、その点はいかがでしょう。

それから、議第52号につきましても、丸山の市営住宅は廃止するのが目的なので、そこにいる人たちを大沢や上河内の空いている部屋に移ってもらうんだという、こういう論理自身もおかしいと思うわけです。それはまさに担当者及び市当局の論理であって、何のために市営住宅を設けているのかと、市民の基本的な人権である住まいをきっちりと保障をするということが市営住宅を設置している目的だと思うわけです。その目的にたがって、丸山住宅はやがてやめるんだから、大沢や上河内に持って行けばいいんだという、こういう論理は大間違いだと思うわけです、これも。まさに市民の人権といいますか、基本的な人権の一つであります住まいをきっちりと確保できると、確保してあげようという本来の市営住宅を設置する目的に全く違反していると、そういうような運営をしているにもかかわらず、それで何ら問題はないんだと、ようござんすねと、こういう具合な結論を出すということは、私はこれまた大間違いではないかと思えますけども、これが妥当だというどういう議論がされたのか、全く当局の都合によってやりやすい方法だけを考えていて、市民の人権というのを全く無視しているのではないかと、こういう批判にどうお答えになる議論がされたのかされないのかお尋ねしたいと思うところでございます。

それから、農村財産施設につきましても、普通財産にするんだというからには、やはり具体的に、普通財産にしてそれがどのように使われるのかということの筋道が明確ではないにしても、一定の方向が定められているということが必要だろうと思うわけです。

そして、この補正予算の中で、あずさ山の家の高濃度のPCBの分析をするんだという補正予算が出されて、55万9,000円ほど予算措置がされていようかと思うわけですが、これは、そうしますと、どういう利用をするんだということにつながる補正かと思うわけですね。これは、どういうわけで55万9,000円のPCBの分析調査業務委託をされるのかお尋ねしたいと。

それから、港湾整備事業の、これは概要のほうで話をしていますが、概要の21ページの白

浜漁港、板見の危険防止のために落石防止の工事をするんだと、4,940万1,000円でしょうか、予算措置がされておりますが、この事業をすることによって、安全がどう図られるのか、今後どうつながるのかというようなことを本会議のほうで質問しましたが、こら辺の審議はどうかされたのか。それから、やはり23ページの低濃度の敷根プールのPCBの分析調査委託が60万円ですけど、8本の高圧コンデンサ等の処置をするんだという、こういう説明であったかと思うわけですが、これがどういう事情になってこの予算で、いつ、どういう具合に安全性が図られるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 楠山委員長。

〔産業厚生委員長 楠山俊介登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介） ごみのほうのことではありますが、一般生活ごみの中では、リサイクルの日に分別としてペットボトルをそれぞれ家庭が出しているという状況が主たる状況だと思います。事業所ででもきちっと分別し、リサイクルごみとして持込みごみとして出しているという事業所も多々あるかというふうに思います。そういう中で、事業所の中でペットボトルを生ごみ等の中に混入しているという頻度は、個人の生活者よりも目立って見えるということです。ただし、その量とか何かは、持ち込んだものの事業ごみを組成分析するような形でやっていませんので、ただし、パッカー車等が来て、それらをしたときに目視で見ていると、そういう頻度が多いというような見解でした。そういう意味で、それらを資源ごみへ替えていくということでリサイクルも進みますし、そして、事業所のほうもそういうふうな認識を強く持っていただくことでごみの減量化が進むであろうというところでありますので、そういう持込みごみ等の中にペットボトルがどの程度、量的にあるかという、そういう数値は把握できないというのが当局の答えでありましたけれど、しかし、それをペットボトルの搬入の無料化とリサイクル化によってごみの減量化、そして、リサイクルの認識が高まるという判断でした。

それから、丸山住宅のほうですが、建物としましては、現地のほうも視察させていただきまして、かなり老朽化が進んでいるということは確かでありました。そして、当局のほうも必要最低限の修繕というのは予算にもありますが、そういうものに関しては何とか手だてしていますが、それ以上のものは入居者でやっていただくということで、中には冊子に書いてあった住宅もありましたが、そういう状況で住環境は悪くなっていることは確かでありました。中で、上河内・大沢のほうは、新しいところでありますので、そちらのほうの住環境がいいだろうということで、そちらに転居を進めているという中です。

ただし、この事業が委員会のほうでも遅れているという判断をしましたのは、入居者の意思を無視はできないということで、入居者にきちっと理解をしていただいて、快く転居していただくという状況でなければ、強制的にはできないという中で、この事業がやはり遅れているという実情がありました。その上で、それをスムーズにするためには、転居費用だとか、あるいは上河内・大沢に転居した場合、家賃が大きく違いますので、その辺の家賃の差額の補償をすべきかどうかというのも、現在、入っている人たちとの兼ね合いもありますので簡単にできませんが、そういう何らか手だてがないかということを検討していくべきだろうということは、委員会のほうで語られました。

ですので、委員が言われる入居者の意思を無視したような、人権を無視したようなというような状況は、当局は現在、一切ないというふうに委員会としては判断いたしました。

〔発言する者あり〕

○産業厚生委員長（楠山俊介） それは募集の中では、その転居者に転居を進めながら、そちらが空いていなかったらどうするという話になるんで、それを受け取るがためにそういうふうに空いているという状況ですので、なるだけスムーズに転居が進めば、上河内・大沢のほうも公募して、入居を進めるということはできるというふうに思いますので、そういう意味でも、丸山住宅の転居あるいは解体等が進むべきだというふうに思いますし、先ほど言いましたが、700万円ほどの維持費がかかっているところでありますので、そういうものが整備されれば、そういう費用がまたほかのほうに向けられるのではなかろうかというふうに考えました。

それから、PCBのほうですが、あずさ山の家の方、それからプールのほうでということ、その費用が計上されておりますが、これに関しましては、その内容を詳しくは委員会では質問されませんでした。

あずさ山の家の高圧コンデンサ、それからプールのほうの高圧コンデンサということで、その内容の詳細は、委員会ではテーマになりませんでした。

それから、白浜の板見地区の漁港のがけ崩れですが、漁港の背後地になる急傾斜のところがあるんですが、そこに大きな岩が落石して、それで、その前にネット等で予防してあることによって大きな被害にはなりませんでしたが、しかし、防護柵が壊れたりとか、そういうふうにして、道路が閉鎖するほどではなくなりましたが、しかし、現状は、今後また次の落石が起こるといような危険性が、もう視察しても見える状況ですので、それらを予防するために、そのネットを広く張るといこと工事でありました。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） ありがとうございます。議第52号につきましては、丸山のことを言っているのではなくて、大沢や上河内が空けば、その空いたところを市民に募集をかけるというのが条例の本来の定めているところであって、丸山の人たちをそこに移すために募集をしないだと、空き地にしていくなだというような運営はいかがなものかという、こういう指摘をしているので、そういうことなんですけど。

それと、あとは予算の関係で、同じ概要の21ページの、空き店舗の活用の創業支援事業の補助金が400万円ほどここで措置がされておりますが、この事業内容と、それから、建設課の公共交通の燃料費の価格の補助が800万円ほど、これもバス、タクシー、3社等に補助を出すんだということでございますが、この800万円の内容はどのような形で、交通の価格高騰がこのことによってどのぐらい補填がされるのかというようなことについてお尋ねしたい、そういう議論がされたのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 楠山委員長。

〔産業厚生委員長 楠山俊介登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介） 空き店舗のほうの補助金であります。公募のほうが本当に多いと、これまでも空き店舗のこの補助金を利用して開業していただける方がたくさんいたという状況でありますけれど、多いと。現在、29件にプラス三、四件の、30件を超える方々から問合せ等があり、これまでのデータですと、そういう中で半分以上の方が申請してくるというようなところであり、上限が50万円、それで2分の1というようなルールの中で、そして、この補助金を使って開業した場合は、商工会議所の会員になっていただいて、共にまちの活性化、そういうものに寄与していただくというようなことになっているという状況で、これに対応するために、今回、補正をかけて、8件分ですか、取りあえず予定をして補正をかけたというところでありまして。

それから、公共交通の補助金ですが、これに関しては、どういうところにコロナ禍以降の補助金を出すかということで、企画のほうで各分野のことを調査しながらしていますが、担当課のほうで、今回、公共交通のほうへまだお客さんが戻ってこないとか、あるいは燃料が高騰しているというようなことの中で補助をするということでやるということで説明がありました。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。御苦労さまでした。

次に、総務文教委員会天野美香委員長の報告を求めます。

6番 天野美香議員。

〔総務文教委員長 天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決するものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1) 議第54号 下田市立保育所条例を廃止する条例の制定について。

2) 議第56号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。

3) 議第57号 令和7年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）。

4) 議第59号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（人件費）。

5) 議第60号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）（人件費）。

6) 議第61号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（人件費）。

7) 議第62号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）（人件費）。

8) 議第63号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）（人件費）。

2. 審査の結果。

9月29日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より鈴木総務課長、平井企画課長、糸賀財務課長、土屋税務課長、藤井防災安全課長、加藤福祉事務所長、増山生涯学習課長、高橋議会事務局長、平川学校教育課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。併せて、関係議案に関わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議着第54号 下田市立保育所条例を廃止する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例制定であると認めた。

2) 議第56号 令和7年度下田市一般会計補正予算(第4号)(本委員会付託事項)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

3) 議第57号 令和7年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

4) 議第59号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

5) 議第60号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

6) 議第61号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

7) 議第62号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

8) 議第63号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上でございます。

○議長(中村 敦) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

7番 岡崎大五議員。

○7番(岡崎大五) 議第56号 令和7年度下田市一般会計補正予算について御質問させていただきます。

ちょっと奇妙な質問になる部分もあるんですが、というのは、この予算書になぜ記載されていないのかと申しますか、記載されるべきではないかということが記載されていないとい

うような、ちょっとそのことに対して委員会のほうで質疑応答みたいなことが、質問などがあったのかということについて御質問させていただきます。

去る2月21日に、高校生通学費補助の請願書が提出されました。それに関して今後、考えていきたいと思いますというようなことで、流れとしては教育委員会のほうで受け持つというようなことで続いてきたわけですけれども、4,153名の方々から請願を受け、私、紹介議員として出ておりますけれども、どうなったんだというような、一体、今、どこに来ているんですかというような御質問を常々受けているところでございます。

今後の流れは一体どういうふうになっていくのかということが市民にあまり知らされていない中で、当然、総務文教委員会では、所管としてこのことを当局に対して、なぜ、これが予算につくのか、つかないのか。つかないのであれば、なぜつかないのかというような御質問があってもしかるべきかなという気がするんですね。その中で、協議会のほうで御案内があったということは聞いているんですけれども、やはり経過を市民に、4,153名の皆様に逐一お伝えしていくという誠実な姿勢が、まずは当局の姿勢として求められているのではないかとこのように感じます。

9月18日に、ホームページではアンケートの結果というのが示されまして、そのアンケートの結果をざっくりと言いますと、賛成が62.9%、条件付で賛成が10.6%ということで、73.1%の方が、おおむねアンケートでは通学費補助を予算としてつけてくださいというようなアンケートが示されています。ですから、こういった現実に対して委員会のほうで、予算審議の中で何か議論があったのかどうか、そこら辺を御質問したいと思います。

○議長（中村 敦） 天野委員長。

〔総務文教委員長 天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） 委員会のほうでは、特別、特段こういったことに質疑はございませんでした。

○議長（中村 敦） 審査対象の予算書にない項目ですので、そこをわきまえてお願いします。
7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 要望で終わらせていただきますけれども、これだけ多くの方々に関心を持ち、期待もしということは今、総務文教委員会という委員会のほうが受けますということとされておられるわけなので、委員長を含めて、委員会の委員の皆様、そして当局の皆様も、積極的にこれをどう市民に伝えていくのかということ念頭に置いた議論を委員会の中で今後、12月、そして3月に向けてしていただきたいと思いますと同時に、これは委員会のほうに、請願

者の皆さんに対して何かアナウンスメントを出していくなり何なりということも、また検討いただけますように紹介議員として御要望するところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ないようですので、これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまです。

以上で、委員長報告と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行ってまいります。

まず、議第51号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 議第51号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

ごみの収集袋を15リットル、30リットル、45リットル、75リットルをそれぞれ値上げしていこうという内容になっておりまして、15リットルは200円、そして30リットルは400円、45リットルは620円、そして75リットルは1,040円等の値上げをするんだという内容でございます。そして、持込み手数料のほうは、一般ごみ、10キログラムまで70円でございますましたものを併せて、これが粗大ごみと同じ金額、10キログラム当たり200円にするということで、20キログラムまでは今まで100円でありましたのは400円にする、そして、30キログラムは、10キログラム当たり200円ですので600円にすると、こういう形で大変な値上げの案となっているものでございます。そして、この両方を合わせまして、4,230万円の手数料の増を図ろうという、こういう内容になっているわけでございます。そして、このことは、ごみの排出量の抑制、資源化の促進、公平性の確保、市民事業者の意識改革のほかに効果を果たすんだということでございますが、どの目的を取り上げましても理屈が合っていないと、合致がしていないということが言えようかと思うわけであります。

ごみの排出量の抑制につきましては、一般ごみとのごみ袋の中にペットボトルが入っているので、この値上げをすれば分別が進むんだと、こういう理由づけでございますが、ペットボトルの分別を進めるのであれば、それはそういうごみの出し方をしている事業者や一般家

庭の皆さんに、分けて出してくださいと、こういうことを進めるべきであって、一般家庭は月に2度ほどの有価物の収集でペットボトルの収集はしているわけでございます。したがって、事業系の皆さんにペットボトル分別をお願いをするということが必要であるにもかかわらず、値上げをすればそれができるんだというような安易な考えではなくて、むしろ事業者がペットボトルを分別して排出してくださいということのお願いに行くということが、まず第一にやるべきことであって、値上げをするというようなことではないと思うわけでありませう。

そして、このごみの可燃ごみが年間約7,000トン、出るわけでございますが、その3,500トン以上のものが持込みごみであると、事業系のごみである、こういう実態からいきますと、事業系の皆さんにごみの出し方の分別の徹底をお願いする、どういう具合にしたら分別できるかということをお祈りするということが必要であらうかと思うわけです。そういう事業展開は全くせずに、料金だけ値上げをすればいいんだというのは全く安易過ぎると言えようかと思ひますし、再資源化の促進に全くこの内容は果たしていない。

それから、公平性の確保ということになれば、今まで一般ごみは1キログラム当たり70円でありましたのを粗大ごみと同じ200円にするんだと、3倍近くの値上げをするというような実態に相なっているわけでありませう。そして、その根拠が、基本にごみの収集は税金で行う自治体の仕事であるというのが基本でございます。それが、このところいろいろ費用がかかるということで、ごみ袋の料金設定をしたりしておりますが、持込み手数料にしても、収集の手数料にしましても、なるだけ価格を抑えておくということが必要であらうかと思うわけでありませう。それらの事業展開をせずに、市民から徴収すればいいんだと、しかも、この事業系ごみへの働きかけではなくて、料金を値上げすればそれができるんだという安易な実態に合わない理屈づきでこの値上げを図っているものでありませう。

まず、この値上げを図る前に、事業系ごみを排出している人、事業系ごみの収集している業者の皆さんときっちり話し合つて、どういふごみの種類をどれだけ削減することができる可能性があるのか、ないのか、その可能性を明らかにしてそれを追求していくという事業展開をすべきであらうかと思うわけでありませう。そして、一部事務組合の1市3町の焼却炉ができないという、こういう時代になっていませうので、今やるべきことは、再資源化やごみの排出量を抑制するという事業計画を明確にすることであつて、料金を値上げするというようなことではないはずでせう。そして、この料金の値上げは、観光地下田へのマイナスの影響になっていくことも明らかであらうかと思うわけでせう。

収集事業者の皆さんは、この3倍もの値上げになれば、収集委託している人から事業者の皆さんに料金を上げてくださいますと言わざるを得ないような事態になること、これも明らかであろうかと思うわけであります。そういう点で考えますと、この廃棄物の清掃に関する条例の一部の制定につきましては、廃案といいますか、やめていただく以外に選択肢はないものと判断するところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） 議第51号 廃棄物の処理及び戦争に関する条例の一部を改正する条例の改正について、賛成の立場で意見を申し述べます。

収集手数料、ごみ袋料金、それから持込み手数料は18年間、実質的な見直しがされておらず、その間ごみ処理経費も上昇しており、今回の改正はそれに見合った改正をしようとするものでございます。

市はごみ収集運搬費用をごみ袋料金で賄うためには、現在の1.5倍程度にする必要があると言っておりますが、今回の改正案では1.25倍とし、市民に対し一定の配慮がなされているものと思われまます。持込み手数料についても、一般・粗大ごみとも処理原価は1キログラム当たり約50円、持込み手数料1キログラム当たり7円のところ、粗大ごみと同じ20円とすることで、負担率を14%から40%にしようとするものです。

課題となっております事業系ごみの排出につきましては、小規模事業者等への周知が行き届いているとは言えず、生活ごみと一緒に収集されている状況です。国は、事業系ごみの処理手数料は処理原価相当額の徴収が望ましいとしておりますが、事業者の認知が低い現在の状況で、処理原価相当額まで手数料を引き上げることは事業者への負担がかなり大きく、市が段階的に見直していきたいとする方針は理解できるものであります。

市は今後、マニュアルの作成や広報を通じて事業者に対して周知に努めるとし、現在、収集で排出しております下田市市役所庁舎をはじめといたしました各施設の排出方法の見直しを検討するとしております。今後、生活系ごみと事業系ごみの差別化を図れるような制度の検討を望むものであります。今回の収集手数料及び持込み手数料の改定はやむを得ないものと思われまます。

以上により、本条例案の改正に賛成するものでございます。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 議第51号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

大きく二つの趣旨で反対の意見と皆様にお伝えしたいと思います。

まず、条例改正の目的にある公平性の確保の観点で反対意見を述べさせていただきます。

廃棄物処理法では、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと、排出者責任の原則が規定されています。考え方として、生活系ごみは市民全員の生活に必要な公共サービスとして費用の大半を税金で支える、一方、事業系ごみは各事業者の営利活動から生じたものであり、排出者の責任で費用を負担するものと認識しております。

今回の条例改正では、事業系ごみの持込み手数料を1キログラム当たり20円という水準に設定していますが、現状の処理原価は1キログラム当たり49.5円であり、その差額は市民の税金で補填する必要があります。この差額は本来、廃棄物処理法が定める事業者の排出責任に基づき、事業者が負担すべきものであるにもかかわらず、引き続き、市民の税金で穴埋めされることとなり、法の趣旨に沿った是正や税金の使い方の公平化という観点からも、今回の条例改正の目的にある公平性の確保の達成は不十分であると考えます。ごみ処理に係る費用の増加やごみの減量化・資源化の必要性などから、生活系ごみの手数料についても改定していく必要があると考えます。

しかしながら、下田市の場合、事業系ごみの手数料が処理原価を大きく下回っていることから、ごみ全体の手数料を改定する前に、まずは法の趣旨に沿って事業系ごみの手数料を処理原価に近づけていくことが先決であり、今回のごみ全体の手数料改定については、その順序が異なるものと考えます。

次に、大きく2点目、具体的な視点で反対意見を述べさせていただきます。

令和4年度産業厚生委員会所管事務調査報告書にある政策提案について、検討、また結論に至っていない中での条例改正でございます。これは議員個人の政策提案ではなく、常任委員会合議の中での意見でございました。また、この所管事務操作には担当課長も同行されているものでございます。

大きく4点、事業系ごみと生活系ごみの排出割合及びごみ組成の詳細調査、処理原価に基づく事業系ごみの有料化を検討、小規模事業者の申請登録及び同事業者のステーション排出基準を検討、事業系ごみ専用有料ごみ袋の導入を検討、このいずれの4点も検討に至ってな

いとの委員会審査の中での当局の説明がございました。

次に、2点目、令和7年3月に見直しが行われた一般廃棄物処理基本計画の内容が今回の条例改正に反映されておられません。事業者アンケート結果においては、ごみステーションに事業系ごみを出している、また、本来はプラスチックは産業廃棄物であるが、事業系ごみと出している。また、適正な処理費用の徴収を求めるアンケート結果もありました。同じく、ルールを遵守しない事業者への指導強化など、アンケートの回答があったところがございます。また、市が掲げる事業系一般廃棄物の対応として、自らの責任で適正に処理するよう指導・啓発する市のごみ処理を利用する場合の費用について、負担に見合った手数料を検討するなど、この計画に掲げられた内容が今回の条例改正に反映されておられません。

3点目としては、事業系ごみは自己搬入または収集運搬許可業者への委託が守られておりません。現状、ごみステーションへの排出、または市委託業者によるパッカー車回収ということで、下田市河内庁舎、東本郷庁舎、また、市内の学校教育施設においても、また、下田市の公共施設以外の市内にある県や国の公的機関も排出ルールが守られておりません。

四つ目の視点としては、下田市公共料金等審議会への諮問の際に、市内ごみ行政における事業系ごみの課題として、生活系ごみと事業系ごみの料金区分の必要性等について当局からの説明、また、議論といったものが会議録の範囲では確認することができませんでした。本来であれば、説明員や参考人として同審議会の委員の召集を求める必要があったと思いますが、今回はそれができませんでした。

会議録の中では、当局からの説明でも、事業系ごみは原価相当をもらうことが適切という一部分が確認されましたが、その内容について審議会での議論はそれ以上、発展していないところでございます。このことは、持込みごみを全て事業系ごみとして処理している現在の下田市のごみ行政に大きな問題があると考えております。当局には再度、ごみの減量化・資源化に取り組む市民や事業者を支援する仕組みづくりなども併せて議論いただき、搬入等の実態に即した生活系ごみと事業系ごみを区分した手数料を設定するなど、改めて公平性を確保した内容の条例改正を提案いただくことを期待し、議第51号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で意見を申し上げます。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 議第51号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。

18年間、実質的な見直しがされていなかったごみの収集に関わる収集手数料、指定ごみ袋の値段、それから持込み手数料、こちらのほうが値上げするというようなところでございます。動かないことが何よりもやはり停滞を招くというのは、このまち下田のこれまでの多くの場面で見られてきた現象ではないかと思えます。動かないことが心地よさもありますけれども、やはり動かさないと本当の問題が見えてこないというところもあるかと思えます。

例えば今、議論になっている事業系ごみの問題ですけれども、これは個人的な意見ですが、果たして事業系ごみを悪者にすることによって、それを何とかすればごみの量が減るのかというね、逆のまた議論もあるわけですね。じゃあ、どのぐらい事業系ごみがあるかというようなところでは、今、下田市では、持込みごみは事業系ごみとしている、そして、収集ごみは家庭ごみとしている。家庭ごみの中には、当然、民宿さんなんかであんまりごみも出ないようなところのごみも混ざってるわけですね。と同時に、市役所とか学校なんかもそこに出してるというところですよ。

事業者は事業者が全部負担するという法律になっておりますけれども、それは大手の場合は、確かに市民の負担が大きくなるので、そういったことは当然するべきだと思うんですが、逆に、例えば行政が事業系ごみとして出すと、それは当然かと思えますが、そうしましたら、その分、パッカー車を用意して事業系ごみとして回収しなければいけなくなると、費用がかかるわけですね。そうすると、実は住民の税負担が重くなるという、そういう何かパラドックスといいますか、矛盾も生じてくるというところで、やっぱり議論が必要だと思います、どちらにしてもですね。

今現在、今年度、一般廃棄物処理基本計画というのが下田市のほうから3月に発表されておりますが、収集が3,600トン、年間1人当たり、それから持込みが3,300トンというような数字が出ております。この持込みのうちの3割ぐらいは多分、事業系ごみじゃないかっていうことを当局のほうは推察しているところですが、そのごみを分類してどうこうしたところで、ごみの量はあんまり僕は変わらないのではないかというような気がいたします。それよりも、やはり資源化のためには分別を皆さんに御協力をお願いして、それでごみを減らしていくというようないところが必要で、1人当たりのごみの排出量は、平成30年度からこの6年間で約10%ぐらい減っています。ですから、市民の皆さんは努力をしてくださっている結果だろうなというような気がいたします。

一方で、紙類の資源化というのがなかなか進まない。それが今、14%しか進んでいないというふうな数字が出ておりますが、それが40%まで何とか持っていきたいというふうな

ところで、紙類を燃やせるごみから資源ごみに移して、ちゃんと仕分けしてもらって出すことによってごみが減っていく。すなわち、一般の家庭ごみが減っていく。すなわち、ごみの袋の料金を値上げさせていただくと、また、ごみに対する皆さんの市民の意識がやはり高まる、当然のことながらね。たくさん入れたら、その分、自分にごみの袋の値段を払わなきゃいけないわけなんで、少なくすれば、ごみの値段を払うことを自分でコストカットできるわけですから、そういった意味で抑制につながるのではないかという話は、一定のやっぱり理解が得られるものではないかと感じます。と同時に、持込み手数料に関しまして、10キログラム、20キログラム、30キログラムという形で、重くなればなるほど手数料が高くなるという仕組み、これは今までと変わりませんけれども、特に30キログラムを超えると600円になると。単価としては3倍ということで、かなり高くなってくる。パッカー車が大体、2トンのごみを捨てるわけですね。そうなりますと、その段階で、既に事業系ごみの多くは、かなりの高額なお金をもうお支払いになってるというような料金体系を、それぞれのごみ収集業者の方々がつくって事業者のほうにお示しになっていることが考えられるわけでございます。ですから、例えばそれで事業系ごみの袋をつくったり何なりしても、かえってコストがかかる。そのことによって下がるコストと上がるコストをやっぱりきちんと考える必要もあるのではないかと思います。

ですから、事業系ごみは、基本的に量の多いものは事業計画だというふうな認識でこの料金設定というのはされているのではないかというふうに私は推察するところでございますので、今回のこの収集手数料、指定ごみ袋の料金の改正、それから持込み手数料の改正については賛成するところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 着席ください。起立多数であります。

よって、議第51号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

ここで休憩します。25分まで休憩します。

午後 3 時14分休憩

午後 3 時25分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、議第52号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第52号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第53号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第53号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する

条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第54号 下田市立保育所条例を廃止する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第54号 下田市立保育所条例を廃止する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第55号 下田市農村体験宿泊施設条例を廃止する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 議第55号 下田市農村体験宿泊施設の条例を廃止する条例の制定について、反対の意見を述べさせていただきます。

当施設は、皆さん御案内のように、平成4年に地域と都市の人たちの交流施設として、地域の活性化のために設定され、条例化されて運営をされてまいったと思います。平成4年から平成30年まで、一部は振興公社等の指定管理と、あるいは一番最初のほうは直営で実施がされ、指定管理制度となり、平成30年に指定管理が終わって、平成31年から今日まで、そのまま放置されていたと。条例があるにもかかわらず、条例がなくて指定管理ができなければ、当然、それは直営で運営するということは条例で定めてある本来のやり方ではありますが、直営でやることもせず、指定管理者がないということで、今日まで約8年間、放置されてまいったと思うわけであります。どうして8年間もこの条例があるにもかかわらず、放置されてきたのか。これらを明確にしないで普通財産にすれば活用方法があるんだというこの見解も、どこにその根拠はあるのかということになってまいろうかと思うわけであります。

施設として指定管理制度としてあったわけですので、その他の民間に貸付けをこの条例を廃止して進めるんだと、こういう決定でございますが、やはり廃止をするに当たりましては、

当然、普通財産としてどのように運営していくのかということが明確に定められていない中で、条例でこの稲梓地区の活性化を図ることが条例で定められているのに、その事業はしないで普通財産にしておくんだと。普通財産にしても、そのまま放置されるという可能性は、私は十分にあるのではなかろうかと思うわけです。そういう具体的な地域活性化の手だての必要がないというなら必要がないという結論をきっちり出しもしないで、ただ廃止するというような形で決定してまいるということは、この施設を放置してきたことと同じ、この物事の考え方にしたがって普通財産にしていくということではないかということをやわらざるを得ないと思いますので、そこら辺を明確にならないままに廃止をするということについては、私は反対するものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） 議第55号 下田市農村体験宿泊施設条例を廃止する条例の制定について、賛成の立場で意見を申し述べさせていただきます。

下田市農村体験宿泊施設あずさ山の家でございます。経緯につきましては、先ほど沢登委員の申し上げたとおりでございます。この施設につきましては、建築後34年目となり、老朽化も大変進行しているというところでございます。そのため、公共施設として施設を維持・運営していくためには、多大な改修費用が発生するというところでございます。そのため、この条例を廃止して、普通財産によって、要は貸付けによって民間活用を進めていくという方針を示されたところでございます。現在、庁内で検討委員会を設置いたしまして、今後、条件等を公開して、サウンディング、プロポーザルを新年度予算に間に合うように進めていくというような説明がございました。

この施設につきましては、築34年ということで、既に補助金返還の発生はございませんし、地方債も償還されているということで、目的外使用については問題がないというところでございます。また、この施設の廃止に対しまして、地元につきましては、市の方針に理解を示されているというところもございます。また、現在のように休止状態にして活用されないよりは、活用していただきまして、事業者との交流を地元も望んでいるというような部分もございますので、以上のことから、本条例の制定につきましては、賛成するものでございます。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 着席ください。起立多数であります。

よって、議第55号 下田市農村体験宿泊施設条例を廃止する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第56号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 議第56号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対し、反対の立場で意見を申し上げさせていただきます。

まず、本来であれば、当補正予算、必要な部分、また反対の部分ということで修正案を出すべきだと、これまでの議会の中で私から指摘した記憶がございます。私の力量不足により、今回は全議案に反対することをまず謝罪というか、申し訳ないという思いで伝えさせていただきます。

当9月補正につきましては、その編成方針を事業の緊急性や前年度決算等の確定、また、地区要望などによるものとしています。しかしながら、産業振興課4050番事業、空き店舗等活用総合支援事業費補助金については、当初予算500万円に対し、応募者が30件を超えたことから、400万円増額し、合計900万円とするものでございます。同事業の令和6年度決算については752万円であり、厳しい財政事情でもあるにもかかわらず、前年度決算額を超える増額補正及び事業の緊急性や優先性の視点でも疑問を感じるところです。

一方、事業の優先性といった視点では、3月定例会で議会にて請願された高校生通学費補助制度の創設であり、それに関係する新規補助金を同額となる400万円の範囲で増額補正すべきであるとも考えます。

下田市議会は同請願に対し、その重要性は認識するが、厳しい財政事情等により実現が困難であることを理由に、賛成多数で趣旨採択としています。今回の補正財源は特定財源ということもありますが、400万円の増額補正に対する優先度からすれば、市民4,153筆の請願と

下田市議会の趣旨採択を受けた高校生通学費補助金に充てるべきとも考えます。

以上の観点から、議第56号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対して反対の意見を申し上げます。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許可します。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） 議第57号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）に賛成する立場で意見を申し述べます。

反対の意見につきましては、9款1項2目商工振興費の商工振興事業空き店舗等活用創業支援事業補助金400万円の補正予算について反対するという御意見でございます。

当該補助金につきましては、御承知のとおり、空き店舗等の利用を通じ、まちのにぎわいを創造し、地域経済の発展に資するため、空き店舗等を利用して出店する事業に対し、対象経費の2分の1、上限50万円を補助するもので、財源につきましては、全額ふるさと応援基金を充当しているものでございます。

令和7年度の当初予算におきましては、先ほど江田議員からも御説明がありましたとおり、500万円、10件分が計上され、さらに本定例会において400万円、8件分を計上し、合計900万円、18件分を見込むものでございます。

現在のように空き店舗が増加し、シャッター通りと言われている中、この補助金を活用し、創業していただくことは、市内のにぎわいづくり、経済活性化に大いに資するものと思われまます。また、令和6年度決算におきましても、1件を除き、事業は継続されているとのことでございます。

先ほど、江田議員のほうから、優先度に関する意見もございました。担当である産業振興課からは、委員会の審議の中におきまして、厳しい財政状況を踏まえ、補助金の有効性、補助金と店舗開業における因果関係を再精査する旨の答弁もございました。しかし、この補助事業には既に30件を超える相談が寄せられており、これまでも相談件数の半数近くが申請に至っているという状況でありますので、この400万円の増額はやむを得ないものと考えます。また、今回、この本予算が否決となった場合、市道、河川、排水路等の補修工事、統合となる認定こども園の改修工事、各小学校の修繕、庁舎整備工事等の年度内執行が困難となり、市民生活に影響を与えることが想定されます。

以上のことから、本予算は可決し、計上された予算を年度内に適切に執行すべきものとして、賛成するものでございます。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

2番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 本年の2月に、高校通学費の補助をしてほしいという請願が議会に出されました。御案内のように、4,150人の署名を添えてでございます。やはり市民が要望してまいりまして、財政的にも問題があるならば、そういう制度が下田市にないので、その制度をつくってほしいと、江田議員の試算によれば、最低の金額は2分の1程度の補助で、150万円あればこの制度が実施できるとこういうことを明らかにしてまいったにもかかわらず、それが予算措置されていないということは、甚だ遺憾であります。市政がまさに市民の要望に基づいて運営されるか、されないかということが判断される事例であろうかと思うわけがあります。

当局の一方的な見解でこの市民の要望を切り捨てて予算措置をしないということは、甚だ遺憾であろうかと思えます。この予算を否決せずに、修正を本来すべきだという江田さんの御提案もそのとおりであろうかと思えますが、やはりきっちりとこのような市民の要望を当局が受け止めていただくと、こういう観点は非常に大切な観点であろうかと思えますので、そういう点から1点、反対の討論をさせていただいたところでございます。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） では、議第56号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）（産業厚生委員会付託事項）について、賛成の立場から意見を申し上げます。

予算そのものは、適正といいますか、特に際立ってこれは駄目ですというようなものを感じるという反対意見は今までもございません。ないものがないということに対して反対意見、先ほど僕も申し述べましたけれども、そこら辺は市民の気持ちをしっかり当局あるいは総務文教委員会、この二つのところにしっかりと含み置いていただいて、今後、議論を進めていただきたいなところを要望として、そして、今回のこの予算に関しては、問題になっております空き店舗補助金については、ちょっとバーターみたいな感じに今回、話になってしまっていますので、そういうものではないと、別物なので、これはこれとして、やはり地域の活性化のために必要だと、そして、やる気がある人たちが35人もいるわけですよ。その人たちの、やっぱり気持ちにも応えていく、それが町の活性化にも大いに貢献しているというのは、ここ数年の町なかの新しいお店がどんどんできているというところを見れば、市民の皆様にも御理解いただけるのではなかろうかというふうに感じます。ですから、それはそ

れ、これはこれとして、この予算に賛成する立場でございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎議員。

ちょっと発言を訂正してください。

一般会計補正予算（第4号）の産業厚生委員会付託分じゃなくて、全体の討論、採決ですので、その部分を削除していただけますか。

○7番（岡崎大五） 削除いたします。

○議長（中村 敦） 4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、私も先ほど、賛成討論の際に、議第56号というところを恐らく議第57号と言ってしまったようなと思いますので、すみません、そこにつきましては、議第56号に訂正させていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許可いたします。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 着席ください。

起立多数であります。

よって、議第56号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第57号 令和7年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第57号 令和7年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第58号 令和7年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第58号 令和7年度下田市下田駅前広場整備整備事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第59号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第59号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第60号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第60号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第61号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第61号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第62号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第62号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第63号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第63号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

○議長（中村 敦） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和7年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後3時52分閉会